

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日 開 会

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日 閉 会

平 成 2 7 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録

(1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 27 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 78 号

平成 27 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 12 月 9 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 27 年 12 月 16 日 (水)
2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 27 年 12 月 16 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 27 年 12 月 17 日 (木曜日) 午前 11 時 30 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	12月16日	12月17日
1	大 川 新 也	○	○
2	坂 口 直 人	○	○
3	中 松 和 彦	○	○
4	松 下 智	○	○
5	谷 康 男	○	○
6	柴 田 初 子	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○
8	森 崇	○	○
9	安 井 信 之	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○
12	中 村 勝 利	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	森 口 久 士	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○
副 町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○
健康福祉部長	濱 田 茂	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○
社会教育課長	松 田 知 己	○	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○
商 工 観 光 課 長	久 利 佳 秀	○	○
議 会 事 務 局 長	谷 部 達 海	○	○
会 計 管 理 者	山 本 真 也	○	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○	○
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
オ リ ー プ 課 長	清 水 一 彦	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	堀 内 宏 美	○	○
介護サービス課長兼 介護老人保健施設事務長	川 崎 智 文	○	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○	○
病院再編推進室長	森 一 生	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成27年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月16日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問10名
- 第4 議案第52号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第5 議案第53号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 議案第70号 小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 第7 議案第71号 小豆島町農業委員会の委員等の定数条例について
(町長提出)
- 第8 議案第72号 小豆島町農業委員会の委員の任命要件について
(町長提出)
- 第9 議案第73号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
(町長提出)
- 第10 議案第74号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
(町長提出)
- 第11 議案第75号 小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 第12 議案第76号 小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第13 議案第77号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第14 議案第78号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第15 議案第79号 小豆島オーリーブ公園の指定管理者の指定について
(町長提出)

- 第 16 議案第 80 号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第 17 議案第 81 号 小豆島オートビレッジYOSIDAの指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第 18 議案第 82 号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について
(町長提出)
- 第 19 議案第 83 号 平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 6 号)
(町長提出)
- 第 20 議案第 84 号 平成 27 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(町長提出)
- 第 21 議案第 85 号 平成 27 年度小豆島町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
(町長提出)
- 第 22 発議第 6 号 小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
(議員提出)
- 第 23 選挙第 1 号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
(議長提出)
- 第 24 請願第 2 号 「所得税法第 56 条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書
- 第 25 請願第 3 号 TPP 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願
- 第 26 請願第 4 号 安保保障関連 2 法 (国際平和支援法、平和安全法制整備法) の廃止を求める意見書に関する請願

平成27年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月17日（木）午前11時00分開議

- 第1 議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に対する
総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第71号、議案第72号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に対する
討論及び採決
- 第3 議員派遣について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月9日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、開会に当たり、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では条例案件4件、指定管理者の指定案件5件、補正予算の審議3件、その他案件4件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月8日以降12月8日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、教育民生常任委員会、総務建設常任委員会の視察研修報告書及び定期監査報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番鍋谷真由美議員、12番中村勝利議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日と明日とし、会期は2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、ふるさと納税の今後の取り組みについてということでご質問をいたします。

11月27日の四国新聞によりますと、香川県下の今年11月24日時点での納税申し込み状況が発表されております。東かがわ市は、1億円を超えておりますが、善通寺市と並んで小

豆島町も約3千万円で県内では2位の地位を確保して、よく健闘しております。これは、町長を初め担当者の努力のたまものと思います。しかし、他県の自治体を見ますと、すごいところがあります。小豆島町はまだまだぐんと伸びる可能性があると思われます。返礼品は、小豆島のPRや地場産業の振興にもつなげられます。今後の取り組みについて、どう展開していくのかをお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税制度につきましては、ご案内のとおり、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために、平成20年度の税制改正により創設された制度です。これまでに小豆島町出身者に限らず、小豆島町の自然や文化に魅了され、小豆島町を応援したいという方々からたくさんのご寄付を賜ってきました。しかしながら、毎年オリーブの苗木が送られてくるとか、工夫が足りないとか叱責もいただいております。実績も平成26年度はたしか131件、327万6千円ということでございました。そして、国の平成27年度税制改正大綱で、ふるさと納税についての寄付金控除額が現行の個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。このような環境変化をチャンスと捉えまして、今年の町議会、3月の議会でも柴田議員からふるさと納税についての見直しの質問をいただきました。以降、小豆島町の魅力を最大限に発信できるよう、検討を重ねまして、今年の10月1日から全般的な見直しをしました。新しいふるさと納税制度にしまして、返礼品の見直し、クレジットカードの決済などの導入を行ったところでございます。

その結果、ご質問にありまして、飛躍的に小豆島町へのふるさと納税は増加しております。最新のデータ、今日現在の実績で言いますと、今年度の寄付の状況、12月16日現在で2,304件、5,610万5,500円となっております。ご指摘のように、さらに工夫すればもっと潜在的な可能性はあるのではないかと考えております。これまでの実績と特産品等の詳細につきまして、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 浜口議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島町におけるこれまでの実績でございますが、平成20年度から平成26年度までで延べにして269件、金額にして1,735万6千円のふるさと納税を承っております。年度別の状況をご説明させていただきますと、制度創設から平成24年度までは寄付件数も年間20件前後で、寄付金額も200万円前後で推移をしておりましたが、平成25年度は件数も45件、395万6千円、また26年度は131件、327万6千円と件数では飛躍的に伸びを示しておったところでございます。この要因といたしましては、テレビや雑誌でふるさと納税の特集が組まれましたことや、インターネット等でふるさと納税の特集サイトができましたことなどによりまして、税制上の優遇措置や寄付による特典の存在が広く一般に知れ渡ったことによるものと考えております。

今回の見直しの機会に、町の特産品を返礼品として全国に情報発信をし、小豆島町の魅力を最大限にPRしていきたいということで、町内294事業所に呼びかけを行いました。その結果、2回に分けて実施をいたしました説明会には約40事業所がお集まりをいただいたところでございまして、最終的にはインターネット環境の整っておる20事業所、125アイテムの商品を取りそろえることができたところでございます。商品アイテムの種類としては、小豆島オリーブ牛のサーロイン半頭分であるとか、小豆島を代表するお醤油、佃煮、そうめん、オリーブ製品、また地酒などの特産品のほかに目新しいところでは体験メニューとしてシーカヤックやそうめんの箸分け体験、それから宿泊クーポンなども取りそろえておるところでございます。

10月1日以降、リニューアルをいたしましたところ、寄付件数、寄付金額につきましては町長答弁で申し上げたとおりでございます。非常に件数、金額ともに桁違いの伸びを示しておるところでございます。なお、この返礼品につきましては、10月1日以降、まだ2カ月ほどのデータしかございませんが、オリーブオイルセット、それから生絞り醤油、オ

リーブの苗木、こういった商品が人気を博しているところでございます。

町といたしましては、今後今回のこういった試みが地方創生の町の新たな財源確保と効果的な特産品の情報発信につながりますよう、例えばふるさと出身者で組織をいたします小豆島会、錦楓会など大勢の人が集う機会にPRを行いますとともに、結果の分析を行いまして、毎年度返礼品の見直しを行うなどのより魅力が高まるような改善を加えてまいりたいと考えておるところでございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 11月27日の新聞のときには約3千万円でしたが、今聞きますと5,600万円という、これは県下ではどんな、前は2位の地位やったんですけど、今はどないなってますかね。この辺、わかりましたらお知らせいただきたいと思っておりますので、もう一つはちょっと前の新聞でございすけども、長崎県平戸市は115億円集めたという記事が5月に載っております。やればすごいことが集まるのかなと思っておりますので、相当これらも内容を見ますと、平戸市では乾物、そういうもんを返礼品として送っとるようであります。返礼品目当てといやあ、どうかと思っておりますけども、現実にやはりそういう心を、小豆島の心を贈るといことで、やはりそういうもんが大切ではないかなと思っております。

そこで、小豆島町の目標いうたらおかしいけど、そういうもんはお持ちでありましようか。大体幾らぐらい、目標が設定できるんではないかなということですけど。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 県内の順位は、まだ他の市町の情報がないのでわかりませんが、常に上位でなければいけないし、その可能性がある自治体だと思っております。

それから、制度が本末転倒にはなってはいけないと思っております。安定した持続する財源であることが必要だと思っております。小豆島町の場合は、町の将来の可能性とか魅力度、それから返品の商品の魅力からして、安定財源として期待できると思っております。来年度、どの程度の目標にするかについては、来年度予算編成を今してる最中なんで、新年度の予算案の中でご説明をしたいと思いますのですが、今現在は少なくとも1億円ぐらいですね、1年間という目標は立てて実現可能ではないかと思っております。ステップはステップで、着実に持続するという一心で小豆島の魅力を発信するというところでやっっていこうと思っております。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） もう一つは、政府が来年度創設を検討しております企業版のふるさと納税についての、これは実現すると思っておりますけども、企業へのアプローチというのについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 既に、いろんな形で工夫して実践されてる企業が町内にはありますけれども、島外に出られて成功されてる、浜口議員もよくご存じの企業家の方もおられますし、その方は今は個人の立場で物すごい額の寄付を毎年していただいておりますけれども、企業法人、企業によるふるさと納税もとても可能性があるものだと思いますので、私自身もいろんな方に会ってお願いをしたいと思っております。

（13番浜口 勇君「以上です」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 12番中村勝利議員。

○12番（中村勝利君） 住宅リフォームの助成制度について質問をいたします。

住宅リフォーム助成制度は、商工業の活性化、地域の経済効果、地元商店の育成に抜群の経済波及効果があるとたびたび議会の一般質問で導入の要望が出されました。町内の建設、建築業者、大工は資材、住宅設備機器等を町外から仕入れているのが多く見られます。

特に、池田地区においてはほとんどの業者が町外から仕入れていると思われます。このようなことから、せっかくのリフォーム助成金が町外に流れていくのではないのでしょうか。

この現状を聞いて、来年度導入を予定している住宅リフォーム助成制度が言われているように商工業の活性化、10倍、20倍の経済波及効果、地域商店の育成になると思いますか。

隣の土庄町では、町が発注する公共工事の資材は町内の商店で仕入れを行っております。旧内海町においても、公共工事の入札時に町内で仕入れるよう指導しておりました。小豆島町でも、公共工事の入札時、リフォーム助成の申請時に町内で仕入れるよう指導をしていただけないのでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中村議員の質問にお答えをいたします。

一般住宅のリフォームに対する助成制度の創設につきましては、中村議員からご指摘ありましたように、これまで町議会で複数の議員から質問を受けております。当初はかなり消極的な答弁をしておりましたけれども、その後前向きな検討をさせていただいております。

住宅リフォームの助成は、町民の生活環境の向上及び定住促進、議員ご指摘のように地域経済の活性化に効果があると期待できますことから、来年度予算において予算を盛り込み、28年度よりスタートすべく制度設計を行っております。

制度設計に当たりましては、県内でこの制度を実施している善通寺市、さぬき市、三豊市、琴平町の事例を参考にしておりますけれども、今ご質問にありましたように、町内の業者を活用できるような仕組みあるいは実態でなければいけないと思っております。

また、公共工事の資材につきまして、町内の業者、町内で仕入れるよう指導しろということですが、内海町の時代にはそのような指導をしてるということを担当課長から聞きましたので、ご指摘のように、今後小豆島町が発注する公共工事の資材は小豆島町内の商店で仕入れるようご指導してまいりたいと思っております。

詳細は担当課長より説明をいたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） この助成制度は、地域経済の活性化も大きな目的ですので、議員ご指摘の意見も参考に今後詳細を定めていきたいと考えております。現在、想定している制度の概要は、町内にある住宅を町内在住者が町内業者を利用してリフォームを行うことといたしております。

また、議員ご指摘の地域経済の活性化も大きな目的の一つでありますので、助成を現金ではなく商品券とすることで、助成金は全て小豆島町内で消費される仕組みと、予定で考えております。議員の意見にありますが、助成金が町外に流れることはないように制度を定める予定でございます。

しかしながら、実質的、個人が発注し支出するリフォーム金額の材料購入部分まで町が強制力を持って指導することはなかなか難しいこととは考えております。

また、住宅リフォームを行った町民の方が各種業者に支払いした領収書金額をもとに、助成金に当たる商品券を交付いたしますので、町民の方が支払った業者が町内業者であるかどうかのチェックはできますが、その業者が材料をどこで購入したのかまでチェックすることはなかなか難しいと考えております。

しかしながら、せっかくの助成制度でありますので、発注者の方と請負業者の方にはできるだけ町内の商店から材料を購入してリフォームを施工していただくお願いをいたしますとともに、先ほど町長も申しました公共工事の請負につきましては、業者に再度指導を行いたいと考えておりますことをご理解をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） リフォームの助成金は幾らになるのでしょうか。

それと、この助成制度はいつからやるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 現在予定、想定している制度の概要を説明させていただきます。

先ほども申しましたが、町内にある住宅を町内在住者が町内業者を利用してリフォームを行う。ただし、住宅の外構工事は対象外と考えております。また、家屋については建築後3年以上経過した家屋を対象と考えさせてもらっております。それで、助成率につきましては、税込み工事費の20%で最大助成限度額を20万円とする予定です。また、リフォームに要した25万円以上のリフォーム工事を行った事業を対象と考えております。

それと、助成の商品券につきましては、発券日から1年間以内に使うって下さいという考えで今現在、制度設計を進めております。したがって、工事費が25万円の場合は5万円ですから、助成金は5万円以上から始まり100万円の工事費で20万円の商品券という形になります。ただし、100万円以上の場合でも、限度額を定めておりますもので20万円の商品券助成という形で今予定いたしております。

また、その施行日は冒頭で町長のほうで申されましたように、平成28年度4月から運用したいんですけど、周知期間等がもし必要と考えた場合は5月からの実施とか、その辺の部分は今現在考えさせていただいておりますことで、ご理解をいただきたいと。

（12番中村勝利君「終わります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 私のほうから4問質問させていただきます。

まず最初に、職員の健康管理は万全かという点でございます。

職員の健康管理につきましては、昨年12月の議会で私のほうが質問しましたところ、答弁で組織だったの健康管理とかメンタルヘルスへのサポートができていない面もあり、今後十分に対応していきたいとありました。しかし、ここ最近体調を崩したり、変調を来している職員が見受けられます。

住民より、職員の顔色が悪いとか、元気がないとかいうふうな声もたびたび聞く機会が多くなりました。職員はオーバーヒートぎみではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

また、10月23日にホームページに公表されておりました平成26年度の人事行政運営状況で、職員の時間外手当が平成25年度の1.4倍、3,454万1千円と膨れ上がっております。1人当たりの平均支給額も45万6千円、平均ですね、これが、ということでございます。ここ数年で、職員においてはかなり多くの時間外が支給されていると思いますので、最高の時間外勤務の時間と支給額はどれぐらいになるのでしょうか。

また、瀬戸芸関連等で相当数の臨時職員を採用していると思われまして、それにも増して、25年度より26年度のほうが時間外が1千万円近く増えているのはなぜなのでしょう。各部署によりまして、適正な職員の配置ができていないのではないかとと思われまして、いかがでしょうか。

同じく昨年の12月議会で、町長はここ数年が小豆島の未来を左右する大切な時期で、職員の皆様には大変ご苦勞をかけているというふうなお話がありましたが、まずは職員の健康管理に万全を期すべきではないかと思われまして。

また、この12月1日より職場でのストレスチェックが義務化されたと報道されております。年1回必ず実施するようというふうな内容であると思いますが、職員のストレスチェック等の今後の対応はどのように考えてるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、平成26年度の時間外勤務手当の支給額につきましては、前年度に比べて1.4倍に増加しております。小豆島町におきましては、新しい病院の創設など地域医療の

充実あるいは公共交通の見直し、教育、福祉、アート、いろんな課題に取り組んでまいりました。その結果、職員の皆さんには大変なご苦勞をおかけをしていると思います。また、頑張っていたおかげで大きな成果も少しずつは出始めているのではないかと思います。

しかしながら、職員の皆さんの健康があつての小豆島町でありますし、職員の皆さんが健康でなければ小豆島町のいろんな施策も今後伸ばしていくことができませんので、職員の健康管理に万全を期すよう私自身も自戒を志しまいりたいと思っております。

詳細は担当部長からご説明いたします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 職員の健康管理につきまして、ご質問をいただいております。

本町におきましては、臨時、嘱託職員を含めました全ての職員に人間ドックまたは健康診断を実施をいたしております。その結果に基づきまして、再検査でありますとか、生活習慣病の予防指導といった健康指導を行っておるところでございます。

それから、ご質問最後にごございましたストレスチェックでございますけれども、労働安全衛生法が改正されまして、平成27年12月1日から事業所において心理的な負担の程度を把握するための検査を行い、その結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェックの制度が新たに創設されました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握しまして、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としたものです。法律の定めによりまして、それぞれの事業所では職員の安全の確保、健康の保持及び増進を図り、快適な職場環境の形成を促進するための方策を講じなければなりません。本町におきましても、労働安全衛生法の改正の趣旨にのっとり、十分に対応していきたいと考えております。

次に、ここ数年の最高の時間外勤務時間と支給最高額がどれくらいかのご質問でございましたが、過去3年間の時間外勤務時間につきまして調査をいたしましたところ、最高時間外勤務時間につきましては平成25年7月分の時間外勤務でございまして、150時間となっております。また、支給最高額につきましては、平成26年8月分の時間外勤務となっております。支給額は35万4,327円でございます。

また、大川議員のご質問で瀬戸芸関連等で相当数の臨時職員を採用しているが、なぜ時間外手当が増えるのかのご質問でございましたが、瀬戸芸、前回の2013年の関連では、採用していた臨時職員につきましては案内所、作品展示場所での業務が主なものでございました。瀬戸芸業務の主たるところ、そちらにあっては正規職員が対応してまいりましたが、通常業務に加えての業務でございましたことから、時間外勤務が増加したものでございます。

また、臨時職員の配置につきましては、業務量が増大している部署からの要望を踏まえまして、現状を把握し、適正に配置をしているところでございます。

大川議員がおっしゃられるとおり、職員の健康管理につきましては、万全を期すよう今後さらに充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 私が聞こうとすることが余り答弁に内容がなかったんですけど、適正配置ですね。部署によりますと、5時以降すぐに帰れるところもあるし、10時、11時までかかるところもあるというふうなことでお尋ねしたんですが、ちょっと答弁のほうは、それと年間の最高が150時間、月ですね、これ。150時間いうたら、かなりすごいです。日数にしますと、月20日としてかなりすごい勤務ですね。これ以外にも、まだ時間外を支給されていない時間もサービス残業ということであると思っておりますけど、そのあたりで最初に

私申しましたように、職員の元気がないとか、顔色が悪いというふうな声が住民から出てくること、やはりストレスがかなりたまっているんじゃないか。体調を崩したり、入院したりという声が次々と出てきております。そのあたり、本当にこれ職員の健康、町長も申されたように職員の健康が一番です。やはり、小豆島町全体が元気になるには、職員が元気になってほしいんです、我々も。やはり、にこにこして挨拶もできる職員を目指してするのは我々も皆さん方執行部のほうも同じ考えだと思いますので、そのあたりもっと健康管理に、言うのは簡単ですけど、やはり実践して元気のいい職員が見たいですね。

それと、時間外の問題ですけど、前回私言ったと思います。対価を払えばそれでいいのか、職員のストレスはたまる一方であるというふうに私は思いますので、ぜひそのあたり幹部の方々は考えていただいて、職員の訴えをやはり吸い取ってあげてほしいなと思います。月150時間は労働基準法、別に構わんですか。このあたりをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大変失礼をいたしました。

まず、適正配置につきましては、もちろん町役場の業務、いろんな部署でいろんなタイプの業務がございます。その中におきまして、特にイベントを多く抱えている課でありますとか、町の政策、それから財政とかこういうことで中枢的な機能を果たしておるような部署、それから今、鳥獣被害等がございます、そういうところの対応で非常に多くの時間を費やしている部署がございます。そういうところに職員を配置をしまいつてはおるんですけども、もともと仕事量が多い部署ということでございまして、時間外勤務等も多くなっておる状況がございます。できるだけ、職員の配置には留意をしていきたいというふうに考えております。

それから、150時間ですけれども、こちらのほう具体的に申しますと、瀬戸内国際芸術祭で機械の不備が生まれて、その対策に昼夜土日等も出勤をいたしておった職員のものでございます。そういうことで、150時間となっておりますけれども、労働基準法に関しましては問題ございません。議員の言われましたストレスがたまらないような状況は、今後つくっていききたいと考えております。

○議長（森口久士君） 松尾副町長。

○副町長（松尾俊男君） 若干補足して説明をさせていただきます。

職員の健康管理につきましては、最初の総務部長の答弁にもありましたように、人間ドックとか健康管理面を数値が悪い方につきましては、直接保健師等でその対象の方にアドバイスなんかを行っております。それから、メンタル面も含めまして、いろんな悩みを抱えているというようなこともございますので、来月、再来月2カ月かけまして、副町長2名体制おりますので、職員のメンタル面を含めたいろんな面接を、ヒアリングを行って、仕事のことに對しても含めていろんな悩みとかお聞きする、またそれに対していろんな対処をしていききたいと考えております。いろんな意見を聞くことによって、精神的にもそれから職務的にも相談に乗れる体制というのをもっと築いていききたいと。それによって、対処していききたいと思っておりますので、そういう予定でおりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 150時間は労働基準法では別に問題ないと。月35万円いうたら、本人の基本給の倍以上出るというふうな感じも受けます。余り高給取りになっていると思いますけど、それも残業、時間外した対価として認めざるを得ないかなと思います。

先ほど、副町長のほうからありました。職員に対するヒアリング、本当にいいことだと思いますが、副町長2人がいたら、やっぱり職員も言いたいことも言えないんじゃないかなというふうな感じもします。そのあたり、もう少しやわらかく、ヒアリングいうたら何かすごい難しい言葉で緊張しますので、世間話のような感じでぜひお願いしたいと思ます。

次参ります。

しましまようちえんとはということです。

12月の町の広報紙の中に、平成28年度、森のようちえん、しましまの入園案内の記事が掲載されておりました。私も初めてこの言葉を見た分けなんですけど、町の広報紙がページ数に分かれてしましまようちえんの内容等が掲載されております。私は、最初のページだけしか見てなかったもので、全然理解のできないことでした。後で聞きますと、次のページに連絡先とかそういうなんが載っております。かなり内容が把握できたわけなんですけど、実際にこれはどういうふうなことで町として捉えているのか、どういう形でこの町の広報紙に入園案内が出たのか、そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

しましまようちえんは、正式名称を「海と山のしましまようちえん」といいます。平成24年に移住された方が中心となって発足した自主サークルです。子供たちが決められた中で決まった遊びをするのではなく、小豆島の豊かな自然の中で自然そのものを遊び道具として自主的に遊ぶ、ゆったりと過ごしながら子供もお母さんも仲間との触れ合いを楽しもうという目的を持って活動されております。毎週月曜日、火曜日にそれぞれ4時間程度、小豆島町内のいろんなところへ出かけておられます。

子育て共育課で、平成24年度から行っております先進的でユニークな子育てを行う団体を支援する子育て応援モデル事業で3年間支援いたしました。

支援終了後も、自主的に運営され、来年1月11日にはサン・オーブで子育て分野の著名な方をお呼びして、講演会を開催するとお聞きしております。

4月から、預かり保育を行うのに合わせて名称を「森のようちえんしましま」に変更されております。ご承知のとおり、すくすく子育て応援アクションプランでも、自然を生かした教育をこれまで以上に取り組むと記載しております。しましまようちえんの活動は、その趣旨に沿ったですので、そういう意味で応援しております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 今、教育長の方から内容なり最後に、応援しておりますというふうなお話ですが、これは町立でもありませんし、自主サークルですね。子育て共育のほうから補助金も事業として出ております。これを町として進めていくのか、認可しているのか。私も私なりに住民の声を聞きますと、単なる移住者の方が形にはまった幼稚園に通園させるのではなく、伸び伸びと我が子を育てたいというふうなことで何か始まった事業じゃないかなというふうに思われます。町として、町立の幼稚園があるんですから、就学前の幼児教育については義務教育ではありませんが、やはり町立の幼稚園、また保育所もあるんですから、形にはまった教育を町としてはするのは当然ではないかなと。こういった自主サークル、自分らの好きなようにやって、小学校へは義務教育ですから必ず入るんですけど、やはりそういう形を町の広報紙に載すなり、応援していくのはいかがなものかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） まず1点目、認可はするのかというご質問でございますけども、今のところ町のほうにご相談があるわけでもなく、自主的に活動を続けていくというふうにお聞きしておりますので、町のほうは認可はしないという状況でございます。

それから、幼・保も型にはまった活動、カリキュラムの中でお子様をお預かりし、指導しておるところですけれども、そういうところでの就学前の教育というのは非常に大切ではないのかというご質問だったと思いますけれども、それも大切だと思います。いろいろその保護者の方のニーズというのもいろんな形がございます。このしましまようちえんの活動を支援するというので、さらに保護者の方の選択肢というのも増えるだろうということで、何より保護者の方が安心して子育てをするというところを考えますと、こういう活動も応援すべきではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） ちょっと私の考えと違いますから、もう私も言いませんけど、やはり幼稚園は町立の幼稚園に入ってほしいですね。というのは、自分勝手な自主的なサークル、活動は控えてほしいなど。せっかく、これ移住者の人ばかりかどうかわかりませんが、移住してきたからには島の教育にも入って行ってほしいな、十分に思いますから、そのあたり全面的に町も支援するのではなく、そういうなこともそのサークルでお話を出していただきたいと思います。

時間がありませんので、次に参ります。

草壁港公衆トイレの場所は決定かというふうなことです。私も、前々より草壁港のトイレに関しましては、いろんな議会、また委員会等で質問等させていただきました。草壁港のトイレ、最近ですが、ボーリング工事が始まっております。建設場所はある程度聞いておりますが、正式にここというのは私も知りません。そのところで、場所、また内容等はもう決定してしまったのかどうか、まずは確認したいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 草壁公衆トイレの問題についてのご質問についてお答えをいたします。

この草壁港の公衆トイレにつきましては、私も町長になりまして、町議会での議論、とても印象に残っております。大川議員から草壁港に公衆トイレをつくってほしいという質問を受けたのが最初であったと思います。それに対して、私の記憶では、私はかなり前向きに答えましたが、担当課長からは地元の人々の賛成が得られないとか、なかなか難しい課題だというような答弁とか、いろんな紆余曲折がございました。

その間、役場の立場が二転三転をしたり、地元への説明が十分でなかったり、地元の方々にいろんな混乱をした経緯につきましてはおわびを申し上げたいと思います。その上で、ご質問にお答えをいたしますけれども、ボーリング工事につきましては、地質調査を11月29日に実施いたしております。これは、草壁港一体が埋立地であり、建築場所の地盤により基礎の設計が決まりますことから、地質調査を行ったということでもあります。安全な公衆トイレを建設するために必要な調査であったと考えております。

調査の結果は、埋立完了後の約40年で十分締め固まっており、現在設計中の規模のトイレ建築物を設置しても大丈夫な地盤支持力があり、特別なくいなど基礎等の施工をしなくてもよいことが確認できました。その結果、草壁公衆トイレにつきましては、9月議会において、トイレ建設費の補正予算審議において、建築場所につきまして大川議員から質問もあり、説明を担当課長から示した場所において建築するため、現在トイレ建設の実設計を進めております。したがって、9月議会でご担当課長が説明をいたしましたトイレ設置場所の変更はありません。

なお、トイレ、今実施設計中でありまして、まだいろんな課題があると設計の方あるいは担当課の方から聞いております。来年の夏には地元の方々に喜んでもらえるトイレを完成させたいと思っておりますので、引き続き大川議員を初め、地元の方々にちゃんと丁寧に説明をし、理解を得ながら喜んだ形でトイレの完成に向けて努力をしたいと思っております。

詳細は担当課長より答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 草壁港の公衆トイレの設置場所については町長答弁のとおり、地質調査の結果も良好でございました。特別な基礎をしなくてもよいことも確認できたことから、地元関係者にもご説明を行い、同意を得た位置でトイレ建設を行うことといたしております。

なお、本年度においては、トイレの浄化槽の設置は完了する計画でございますが、ご承知のとおり、地質調査の結果により、建物の基礎の設計ができますことから、トイレ建屋

の設計の完了が少し遅れぎみとなっております、年明けになる予定でございます。

したがって、トイレ本体の建築工事は平成28年度に繰り越しての竣工、供用開始となる予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 場所は変わらない、わかりました。変わらないとしましたら、私のほうから少し注文をしたいと思えます。

その前に、先ほど尾田課長のほうから、地元関係者には地盤地質調査のところが良好であるということ連絡したというふうに私は今聞いたんですけど、私が関係者でないんですかね。連絡来てないですけど、まあよろしいですわ。

まず、今の場所、決定したところで駐車場に入ってスロープがあります。車椅子、電動カーがあのスロープでかなり上るのに難しいようなスロープになっていると思いますが、そのあたり。

また、2点目がイメージ図、草壁の芸術祭の説明会で住民に配られましたイメージ図が入り口が西側に向いております。住宅街のほうに向いております。港のほうには向いておりませんので、そのあたりどういふ考えか、それから防犯カメラ、西側のほうに向いておりますから、当然若い人のたまり場になると思えます。前回の議会でも、私が言ったと思えますが、そのときには防犯カメラを設置するというふうなお話でした。西に向いて防犯カメラを設置するのであれば、草壁港の防犯カメラ設置というふうな話も出ていると思えますが、どういふことで、2台をつけてそういうふうな無駄をしてもいいのかと思えます。

それから、現在の場所ですと、駐輪場の屋根、また大きな木が4本から5本立っております。それがありますと、切符売り場のほうからトイレが見えません。それでもいいのかと。イメージ図で、デザインが余りにも奇抜過ぎて住宅街また港として浮き上がってしまうのではないかと思います。そのあたり、答弁はよろしいですが、十分に考えて、イメージ図のままいくのであれば、本当に将来困ったことが起きる可能性もありますので、よろしくお願いいたします。

時間がありません。すぐ行きます。

4番目です。

これも私がいつも申しております。旧高橋旅館の焼け跡問題に関しまして、平成27年6月議会で空き家の法律が変わりましたので、進展がするであろうと、前向いていきますというふうな答弁いただきましたが、あれから何も変わっておりません。火事が平成21年12月、当然21年度の固定資産は払っておると思えますが、22年度からの固定資産は多分未納だと思えます。22年度の固定資産は、5年たちますと欠損処理になると思えますので、この27年度3月末で欠損処理のほうになるのではないかと思います。そのあたりはどのようになっているのか、質問したいと思えますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 高橋旅館の問題について、どう対応するかという質問についてお答えをいたします。

この問題についても、大川議員とは町長就任以来、いろんな議論をさせていただいてるテーマであろうと思えます。これまでの議論で、現行の建築基準法では強制執行とか撤去ができないということが香川県の見解として示されておりました。そこで、新しい法律の制定が必要だったんですけども、幸いなことに昨年空き家対策に関する特別措置法というのができまして、法律的にはその法律に基づけば高橋旅館についても最終的には町の負担で強制撤去ができるという仕組みが導入されたところでございます。これまでの6月議会のやりとりの中でも、この法律に基づいて手続を進めていきたいということを私から申し上げたところでございます。

空家対策特別措置法によりますと、幾つかの順番を踏んでいくことが必要だと思っております。順番でいくと、まず空き家の町内の実態把握をすること、2番目にそれらを踏まえ

データベース化をして情報を整理するという、3番目に町会議員の人とか地元の住民とか専門家になる協議会というのを町が設置すること、そしてその協議会において、小豆島町全体の空き家について、どういう考え方でどういう手順でどのように対応していくか、ですから危険な空き家の除去なんかについてもそこで、高橋旅館以外にもたくさんありますので、どういう優先順位でどういう考え方でするかということを計画を決めてやっていくと。その後、所有者に対する手続とか所有者から何ら反応がない場合は、強制執行の手続をする。その上で、強制執行をすると、相手が負担能力がなければ最終的には町の税金の負担になりますので、それに係る税、経費を町の予算に計上しなければいけないという、そういう手順があるということを6月の段階で説明をしたと思います。それを順番にやっていくということで、多分年内には協議会をつくって、年度内に計画をつくるというようなタイムスケジュールで私が答弁してるとは思いますけれども、その答弁に比べますと、申しわけないことに実態把握とかデータベース化は順調に進んでいますけれども、協議会の設置が遅れておりますので、できるだけ早い時期に協議会を立ち上げ、計画をつくり、その上で手順を踏んで所有者をつかまえて、その人に費用を負担せよということができないということになると思いますので、その額がどのぐらいになるかということも議会の皆様に説明し、了解をした上で高橋旅館の問題の最終処理をするということにしたいと思っております。

その他の問題については担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 先ほど、町長の答弁にもございましたが、手続に並行しまして旧高橋旅館、これについての調査も進めております。せんだっての6月議会で、旧高橋旅館、競売による落札者につきましては個人特定ができていますと申し上げました。以降、判明した状況を報告させていただきます。物件の所有心につきましては、建物、土地それぞれホテル事業者から抵当権を有する金融機関が平成19年3月19日に差し押さえ、競売にされております。高松市に住所を有する者からの買い受け申し出により、平成21年8月5日に高松地方裁判所が売却許可をしておりますが、登記名義に変更な登録免許税、これを売却を受けた者が裁判所に支払っておりません。ということから、実態的に所有権が移転しているにもかかわらず、登記名義が変更されていない状況でございます。裁判所での書面確認によりまして、物件を買い受けた者の住所を確認いたしておりますが、その住所には住宅はございません。また、居住の痕跡もございませんでした。また、物件の火災原因が放火でございまして、既に放火事件の主犯を指名手配し、事件捜査が行われている状況でございますことから、警察関係者とも相談しながら所在を調査しておりますが、現時点で所有者の所在が特定できていない状況でございます。危険な状況にある建物の適正管理の責任は所有者にあることは言うまでもございませんが、所有者が適正管理を怠る場合には、地方公共団体は今般の法律によりまして適切な管理を求める義務がございます。旧高橋旅館につきましては、ほかの廃ホテルのような権利放棄物件ではなく、所有者がこの世の中に現存しますことから、まずは所有者への指導を行う必要があると考えております。

また、町長の答弁にもございましたが、香川県の見解では、建物が適切な強度を保持し、直ちに倒壊の危険はないとしておりますが、将来事態が逼迫し、所有者にかわり措置を講じる必要が生じた場合には、安易に除去費用などを全住民の負担とさせないためにも、物件所有者への手続上の告知が必要であると考えております。

現在の手続なんです、現在各自治会からお知らせいただきました空き家物件の現地確認を行ってございまして、あわせてこの調査結果を整理し、今後の対策や物件の活用につなげるためのデータベースの構築作業を進めております。しかし、空き家対策計画を策定する上で、ご意見をいただくとする協議会に設置が遅れておりますことは、私の責任でございまして、この場でおわびいたします。

小豆島町に所在する全ての危険建物を、それぞれの事情にかかわらず行政の責任におい

て処理することは事実上困難であると考えますが、特定空き家等に対する対策方針を早急に定め、お示しできるような作業を進めてまいりますとともに、物件の実情に応じまして地域の皆様ともご相談しながら、解決したいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

6年間で……。

（1番大川新也君「欠損処理になるか、ならんか」と呼ぶ）

この案件につきまして、欠損処理になるかどうかというのはお答えできませんが、一般的に5年を経過し、何も徴収権を行使せずにすれば時効により権利は消滅しますが、税務課としては時効中断というのをしておりますので、できるかどうかの判断を今させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 大川議員、時間を超過しておりますので。

（1番大川新也君「わかりました。終わります」と呼ぶ）

暫時休憩します。再開は10時45分。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 消防水利の計画的な充実について、町長のお考えを聞きたいと思えます。

水道事業の県統合化が進められていますが、安心・安全の地域づくりには消防水利の計画的な充実が必要であると考えます。特に、池田地区では消火栓につながるパイプの口径が細いこともあって、いざというときに消防水利として役に立たない事例が生じています。

県事業となった場合、町の課題解決をどのように迅速に行えるのか、伺いたいと思えます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から水道事業の県の広域化、統合化に関連して、消火栓などの地元の住民に密着したところの課題がどうなるかという質問であったと思いますが、その前提として香川県の水道事業の広域化、統合化についてどう考えたらいいかという基本的なことを申し上げたいと思えますが、私は香川県が香川県全体の市町村の水道の安定供給をするという観点から、県全体、直島は除かれますけれども、広域化を進めたい、進めるという大方針がある以上、それに沿って私たちと町も検討すべきであろうと思っております。香川県の考え方は、ここ数年の問題でなくて、20年後、50年後、100年後という人口が激減した時点での水道水の安定供給を考えていったときに、市町がばらばらでやってたのでは無理で、県全体としてやるべきだという立場で50年後、100年後を見据えての広域化の提案ですので、県がその覚悟でされる以上、それは正しいと思っております。

しかしながら、かなりいろいろ問題があると思っております。私は、厚生省で水道の担当課長をいたしましたので、水道法というのを読み返しましたがけれども、水道法は明らかに市町村が水道事業をするという前提で体系がつくられています。その市町村が民間に水道事業を任せるということは想定してはありますが、県単位で水道事業が広域的に行われるということは想定した法律になっていません。

あわせて、今回安井さんから質問通告を受けましたので、消防法を見ましたがけれども、消防法も市町村が水道事業をするという前提で全ての体系がつくられています。したがって、香川県が県の水道事業を広域化するのであれば、やはり本省とよく相談していた

だいて、水道法とか消防法の改正ですね。県全体で水道事業をした場合、消防の問題をどうするか、緊急時、例えば今なら水道事業で緊急事態があれば町長が飛んでいって地元で対応できますけれども、県単位の水道になった場合、小豆島町には水道管はもしかしたら存在しないかもしれませんし、町長には緊急時の権限がありません。そういう場合、やっぱり法律上の手当てなり、条例上の手当てなりなければ、危機時に町長が対応できないという事態が想定されます。そのような問題について、まだ香川県の水道の広域化について明確なお答えを私はいただいておりませんので、広域化自身は賛成ですけれども、今日質問のあったことも含めて、事務的によく香川県の広域の担当者と協議をして、しかるべき答えをいただいて、最終的に小豆島町として水道広域化に参加するかどうかを決めたいと思っています。

詳細は担当課長が説明します。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

消防水利につきましては、消防法第20条第2項に、消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。ただし、水道については当該水道の管理者がこれを設置し、維持し及び管理するものとするというふうになっております。

第21条には、消防長または消防署長、今広域になりますけれども、池や泉水、井戸、水槽などその他消防の用に供し得る水利について、その所有者、管理者または占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して常時使用可能な状態に置くことができるとなっています。具体的には、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川、溝等、池、井戸などが挙げられます。

消防水利の配置の考え方は、消火栓に偏ることのないように考慮する必要がありますので、地域の実情に応じて計画的に配置することが重要で、現時点でもその検討は公設消防と協議をしております。池田分署がなくなることもありますので、消防水利につきましてはさらに充実していく必要があると考えております。

今後、具体的な検討を進めるに当たって、議員ご指摘の消火栓については、水道管の口径の増大も含めて検討し、実施していきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 消火栓につきましては、水道法第24条第1項の規定により、水道事業者は当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならないとなっておりますので、水道広域事業体に参画した場合は、消火栓の設置については水道広域事業体が行うこととなります。

一方、消防に必要な水利施設については、町が設置し、維持管理を行うことが基本となっておりますので、水道広域事業体に参画した場合には、町と水道広域事業体が協議をして、町が必要と判断する消火栓の設置が迅速かつスムーズに行えるような体制づくりを県に申し入れを行いたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） こういうふうないざというときの施設いうんは、ほんまに考えておらんかったらどうしようもないというふうな形になると思います。池田地区、病院もできましたし、また高校もというふうなことで、いざというときの人命にかかわる大きな施設ができておりますので、そういうな部分に関しても、きちんとした部分で整備をしていく必要があると思います。県のほうの水道の事業というのと、3年後に答えが出るものなのか、それとも早いうちにこういうふうな問題がありますけど、どうですかというふうな形で答えを聞き出せるのか。今、池田地区では農水のほうで畑かんの事業がありますよね。そういうな部分と一緒に埋めりゃあ、ちょっとでも安うなるやろうし、そういうふうな部分を考えていくんが行政のほうの立場かなと。幾らかでも安い方法で整備できるんやったら、そういうふうな形でやってもらいたいと思いますが、その点はどんなんですか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 水道広域事業体につきましてのスケジュールなのですが、今現在県のほうが示されてるスケジュールは平成30年4月から水道広域事業体がスタートするというふうになっております。先ほど申しました、県に対して申し入れを行うということにつきましては、迅速かつスムーズに体制づくりが行えるようなことを申し入れすることによって、早急にそれは県に投げかけていこうと思っております。

もう一点、池田地区の中山間事業のパイプラインに合わせてという話なのですが、平成27年度にパイプラインの基本計画を策定して、平成28年度に国に申請して、実施予定は平成30年度からというふう聞いております。パイプラインの整備計画、これまだ固まっておりますというふう聞いておりますので、消防水利の整備計画、これも合わせて再検討して、それを照合した上で道路部分で水道管とパイプラインが重複して布設する区間については議員のおっしゃるとおり、工事に合わせて布設替え、これも検討に入れていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 水道の広域化のスケジュールで、企業団としてのスタートが30年4月という答弁がありましたけれども、私の基本的スタンスからいけば、30年4月のスタートまでの間に危機管理時の企業団と市町村長の責任がどうなるか、先ほど言われた細かい問題の考え方について明確な見解を県から示していただかないと、首長としては責任を持って広域化に賛成することはできないと思います。同じような事例が、例えば病院について、小豆島の新しい病院について企業団をつくりました。その企業団と今の小豆島町との関係と同じことが水道についてやるということなのですが、病院の企業団の場合は、事実上企業団といって別の組織にはなってますけれども、小豆2町が構成団体ですし、事実上日常的に企業長と小豆2町の町長とは意見交換ができますし、皆さんも日常的に意見交換ができますし、いざというときも会って話ができるという意味決定も速やかだし、実務上は何の問題もないと思います。それから、国の医療法という法律自体が病院は公立でやるのではなくて、民間でやるという大前提の仕組みが日本全体の中で公立病院を別の企業団という別の公共団体にするという仕掛けにしてるので、法律的にも実態的にも病院の場合は何の問題もない。ところが、水道は水道法という国の法律が全国の市町村がやるという前提にしてる中で、香川県が香川県ではなく、香川県とは別の企業団という団体で水道をやろうという話です。ですから、これは日本で初めてやる話、それで水道というのは医療と同じ命にかかわる話なんで、そこは香川県がきちんと答えを出してもらわないと、小豆島町のみならず、ほかの市町も大混乱に陥ります。だから、それを検討するために今事務局をつくって検討してるんで、水道課長にちょっと厳しく申し上げると、申し入れるということではいけなくて、ちゃんと答えをもらってきますという答弁をもう一度してください。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 申し入れをして、明確なる答えをもらってくるということをやりたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 一遍埋設してしまうと、次に更新する前にええかげん時間、40年ぐらいかけてまたワンサイクルという形になってくるみたいですので、その辺きちんとしてもらわなかったら、何遍同じこと言わすんやというふうなことになるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは2つ質問をしたいと思ひます。

まず最初の質問ですけども、地籍調査の取り組みについてお伺ひいたします。

地籍調査は、小豆島のこれからのデザインを描いていく上で重要な基礎データになると認識しています。交通政策を初め、農業振興、里山保全、災害対策、税制など町の基盤となる政策を考えていくためには土地データの把握がとても大切だと思います。

現在、坂手地区を中心に取り組みが進められていますが、調査の手がつけられていない福田の乙番地について、どのような見通しであるかお尋ねします。

特に、県道26号土庄福田線の吉田から福田の一部はセンターラインのない狭隘な道路なっていますが、香川県によると、拡幅工事に着手するためには地籍調査による境界の確定が必要であると伺っています。

町財政の制約がある中で、乙番地全体の調査については時間が必要だと思いますが、交通危険箇所であり、住民の安心・安全な暮らしの実現や瀬戸内国際芸術祭の展開に直結するエリアについては、優先的に地籍調査を進める必要があると思いますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員からのご質問についてお答えをいたします。

地籍調査におきましては、小豆島町は昨年度末で現地調査が終了している地域が84.41平方キロ、進捗率でいいますと88%完了しています。旧池田地区については、平成21年度に完了しておりますが、旧内海地区の坂手、福田、吉田、岩谷、当浜の主に山林地域が未実施となっております。福田地区の調査につきましては、平成29年度着手で完了は31年度の予定となっております。

議員ご指摘の県道26号土庄福田線の吉田から福田までの一部区間については、早急な解決が必要であるため、地籍調査とは別にその区間だけ香川県小豆総合事務所と協力しまして、境界の確定を行うべく、本年度から調査を開始しております。

詳細は担当課長が答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 地籍調査は、旧内海町では昭和56年度、旧池田町では昭和61年度から調査を始めまして、平成21年度に旧池田町の区域が完了いたしております。旧内海地区では、平成13年度調査以降、休止をしておりましたが、旧池田町地区の完了を経て、平成22年度から橋地区から調査を再開しております。現在、坂手地区での調査をいたしておるところでございます。平成28年度では、この調査が終わる予定となっております。平成29年度から、福田の字竿ヶ原、金ヶ崎、吉田の字金ヶ崎に調査が入り、順次調査を進め、平成35年度で全域の調査が完了し、登記簿に反映されるのが平成37年度になる予定となっております。

福田の乙番地区の調査開始につきましては、平成24年度に開催しました小豆島町地籍調査実施推進委員会の中でも議論をさせていただいておりますが、調査の効率性等を勘案した結果、坂手地区を終わらせてから福田地区に入ると決定された経緯がございます。

坂口議員が懸念をされておられる県道の幅員が狭い箇所につきましては、県も再三にわたる自治会の要望から長年の懸案事項であるというふうに理解しているようです。本来、地籍調査が完了しないと境界確定や用地買収ができないわけではなく、境界の確定が難しそうだから、地籍調査で境界を確定させてほしいとの思いが県のほうにはあるようでございます。しかしながら、地籍調査は開始をいたしましても、境界が確定し、登記に反映されるまでには2年ほどの期間を要します。それでは、来年度調査に入ったとしても、登記完了は平成30年度になることとなります。そこで、地籍調査での境界確定ではなく、県と地籍調査係が連携して対処すべく、先々月に県の道路課及び用地管理課と協議をいたして、境界確定に向けて協力するということになりました。既に、その協議を進めております。

本来の地籍調査を行いながらになりますので、一朝一夕にはいかないかもわかりませんが、県道拡幅に関係する土地だけですから、地籍調査を待つより早く境界確定ができるものと思っております。

当然のことながら、地元の協力も不可欠でございますので、坂口議員におかれましても、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 本年度から県と調査を開始していただいているということなんですけども、もし早くでどれぐらいで工事が完了するのかっていうのはわかりますか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） こちらの工事につきましては、やはり県の管轄事業となりますので、その年度的なものについて、ここでちょっと明確にお答えすることは難しいかと思えます。ただ、境界確定とかそういうものにつきましては、それほど時間はかからないというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ありがとうございます。

当然ではありますけども、地権者との連絡調整など、また地域でできることなどは私たちも一緒に取り組んでいきたいと思えますので、積極的な取り組みをお願いしたいと思えます。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思えます。

婚活支援について質問いたします。

近年では、出会いの場の創出として、行政がかかわる婚活イベントが各地で開催されており、中でも町全体の商店街で合コンに取り組む街コンは各地で数多く開催されています。

街コンは、出会いの場だけではなく、その町を知るいい機会となり、開催地にとっては消費促進や新規顧客の獲得などにつながっています。実際に参加者が飲食店の常連になり、店の売上げが増えるという効果も出てきています。パートナー探しだけでなく、地域で知り合いを増やしたいなど若者のニーズにも合致しており、出会いの場の創出と地域活性が融合されたイベントとして画期的な取り組みは全国的に広がり、今年に入り、既に400カ所以上で実施されております。参加者は、行政が街コンに関与することで、信頼性や安心感が生まれることから、好感度を持っています。本来であれば、結婚については当事者同士の意思のものですが、少子化対策、地域の活性化の観点からも、街コンは社会問題の解決策の一つとしても効果ある施策であると考えられています。

小豆島町としても、小豆島の魅力を最大限に活用する機会として、民間企業と連携を図り、街コンに対して支援をしていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員のご質問にお答えします。

少子化が急速に進む中、婚活事業は重要な施策だと思います。坂口議員のご提案の街コンは、町ぐるみで行う大型の合コンです。参加者は決められた複数の飲食店を回り、交流を深めるものです。独身男女が出会い、出会いの場として利用する商店や地域が活性化されるという点で、よい取り組みだと思います。各地で開催されておりますので、小豆島町でも参考にし、実行していきたいと思っております。

詳細は担当課長から答弁いたします。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 婚活事業につきまして、これまでの実績や今行っております体制も含めてお答えいたしたいと思えます。

平成20年度から、小豆島町単独で事業を計画し、実施してまいりました。ふるさと村やオーリーブ公園を中心に事業を行いました。平成25年度までに、6年間のうち、結婚されたのが2組という状況でございました。昨年度から、それぞれ単独で行ってまいりました土庄町や小豆島町両町の商工会と共同で婚活事業を実施しております。昨年度は2回婚活事業を実施いたしました。1回目は、ふるさと村を舞台としまして、アウトドアを趣味とする男女の独身者を対象に行いました。2回目は、ホテルオリビアンを舞台に、50対50という大規模な事業を行ったところでございます。それぞれ、当日カップルが何組か成立したの

ですが、1組ずつ結婚されるという成果がございました。今年度は、12月20日ですから、次の日曜日でございますけれども、旧土庄小学校を舞台に、授業形式で行う予定としております。

今後も、土庄町や両町の商工会と共同で婚活事業を企画する予定としておりますので、坂口議員のご提案もその協議の場で提示し、検討したいと思っておりますし、もしかすると、商工会側から坂口議員のご提案が出てくるかもしれないというふうに考えております。

また、イベント形式が主な方法なんですけれども、そのイベント形式の出会いの場というのはなかなか参加しづらいという方も現実にはいらっしゃいますので、すくすく子育て応援アクションプランでは、地域のサークル活動を町の広報紙で紹介し、サークル活動の中で交流を深める取り組みなどを記載しておるところでございます。いろいろな形で男女の出会いを応援したいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 今、お聞きしたところによると、結婚された方が21年から25年度で2組、去年の土庄と一緒にやった中では1組ずつということでしたけれども、僕はこれ思った以上に数が少ないと思っていて、もう少し定期的に開催していただきたいと思っております。これ単発だけでは、やはりなかなか男女仲よくなれないのかなという部分もありまして、やはり何回か顔見知りになっていく中で発展していくのではないかと思いますし。

あと一つ、これは提案なんですけれども、メディアの活用とか、この間も観音寺市にテレビ来てましたけれども、小豆島町でもそういった取り組みをぜひやっていただきたいと思っております。そのような考えはありますか。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 成婚された数が少ないというご批判は以前からもいただいております。

定期的に行えないかというところでございますけれども、それらも含めまして、土庄町や商工会との協議の場で協議したいと思いますし、メディアの活用につきましても、同様にその場で検討したいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 昔はこの婚活については、地域でお世話をしてくれる方がいたと聞きますけれども、小豆島町でもそういったアドバイザーみたいな人を置いたりするような考えはないでしょうか。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 以前に、本町でも仲人復活事業ということで取り組んだことがございますけれども、何分そのスタッフというのが各企業のトップの方を中心に固め、組織したものですから、なかなかうまくいかなかったのが状況でございます。その企業のトップの方が従業員にこんな事業があるぞ、参加しないかというふうな半分業務命令みたいになってしまったような経緯がございまして、本人はなかなか行きたくないのに行かざるを得なかったような状況も私お聞きしておりますので、ちょっと行政の側からそういう組織をつくるのは今難しいのかなあと思っております。できましたら、地域のほうからそういうお世話が大好きな方が活発に動いていただくのが本来の姿ではないかというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） やはり、地域のそういったサークル活動をやっぱり支援していくというのは出会いの場をつくるという意味では一番いいんじゃないかなと思ってますんで、その辺もちょっと町が少しだけでもお手伝いできるようなことがあれば取り組んでいただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私から3問質問いたします。

最初に、小豆島中学校の人権集会についてでございます。

人間は、古くからの慣習や差別意識がなかなか消えていないと思います。この地球から戦争がなくなっていないように、人間の平等意識も改善されていますが、まだまだ不十分だと思います。

先日、小豆島中学校の人権集会で3年生が行った創作劇を見て感動しました。私たち大人は周りを見て自分の行動をしています。私も人任せが多く反省するしかありません。しかし、個人的弱さでの判断でなくて、大切な結婚や就職のとき、出身地や肌の色で差別されるのは仕方がないで済ませてよいはずはございません。

町は、この種の問題で一般質問が出たとき、私たちに知らない差別が続いているんですと答弁されていますが、正しい答弁だと思っています。差別や貧困や戦争がよいはずはございません。

町が差別をなくするために頑張っていることを評価していますが、なかなか進んでいないと思います。小豆島中学校の人権集会の演劇は、生徒たちのやわらかい頭といいますか、正しいと思う方向に進む力があると思います。考えますと、あらゆるスポーツですぐれている黒人の方が水泳で活躍する姿を見ることはほとんどありません。同じ水に入れれないという差別があるように思います。差別や貧困をなくしたいと思うのは当然だと思っています。

小豆島中学校の人権集会のDVDを教育委員会などを通じて全国の中学校に広げる必要があるのではないかと思います。差別のない社会を目指す基本的な問題ですので、町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

私も中学生の人権劇を毎年観覧させていただいておりますが、結婚差別、就職差別、同和問題に着眼点を置いたとてもすばらしい内容の人権劇だと思います。たくさんの人に見ていただき、生徒たちの学習成果を通して人権感覚を身につける一助になってほしいと願います。

差別のない社会は、町民一人一人がお互いの人権を尊重することから始まりますので、小豆島町からまずいろんなことを取り組んでまいりたいと思っております。

担当課長から詳細を答弁させていただきます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（丸本 秀君） 森議員からのご質問にお答えいたします。

小豆島町では、豊かな人権感覚を育てるとともに、身近な人権問題を解消し、よりよいまちづくりを進めていくために保育所、幼稚園から高等学校にかけて発達段階に応じた人権同和教育を推進しているところでございます。

小豆島中学校で行われております人権集会の人権劇は平成20年から始まり、今年で8回目を数えるものでございまして、義務教育を修了する中学3年生が人権同和教育の集大成としまして、裏方を含め、学年全員で取り組んでいるものでございます。

この人権劇が演じられるようになるまでは、小学校、中学校での社会科の歴史学習や総合的な学習の時間での人権学習、道徳教育などの積み重ねがあつて初めてなし得るだといいました。

これまで、同和問題にかかわる結婚差別や就職差別というテーマについて演じられてきたわけですが、近年はインターネットやSNSを通じた人権侵害を取り上げるなど、時代に即した新たな課題も取り入れられております。

この人権劇は、多くの保護者を含め、地域の方々も参観されており、人権劇を見た人たちから感動したという多数の声を人権対策課としてもお聞きしております。

人権集会のDVDを教育委員会などを通じて全国の中学校に広げる必要があるのではと

のご意見をいただきましたが、まずは生で見ていただくほうがよりリアルで啓発効果も高いと思われますことから、小豆島町内で一人でも多くの参観者を増やすことが肝要だと考えています。その上で、希望があれば関係機関に貸し出しをして、地域単位の人権教育啓発につなげていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

既に、森議員には木庄地区においてDVDを用いた啓発を実践していただいておりますのでございますが、議員の皆様方におかれましても、人権集会へのご参加、また参加の呼びかけについてご協力をお願いしたいと思ひます。

なお、同和問題を初めとするさまざまな人権問題を解決するため、小豆島町人権教育啓発に関する基本計画に基づきまして、今後もいろいろな場や機会を捉えて人権啓発活動に取り組んでまいります。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） あの演劇に出てくる差別する側とされる側とありますけど、する側というのをほとんどなくしてしまうという究極の目的が僕はあるように思ひます。今の答弁では、教育委員会を通じて全国の中学校にいうのは難しいというふうに聞こえたんですけど、教育というのは我が町だけをやっていかんように思ひます。日本全国に差別がないということをしていかないと。その目的を持たないと、自分の地域は差別がないんだというんでは通らんように思ひます、その辺ちょっと教育長お願いしたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、森議員さんから言われましたように、全国にっていうお話ですけども、本当にそれができたら一番いいんです。私どもが考えてるのは、まずは必要であればお渡しできるということで、今人権対策課長さんが言ったように、まずは地域全員のほうの人権感覚を育てていく、向上していく、それを一番に着眼しております。その中には、生徒、子供たちも入っているということでご理解願ひたいと思ひますけども、そして一つ問題点がありますのは、DVDに関しましては音楽等を入れておりますから、著作権がありまして、どこもかしこも出すことができないという制限がかかっておりますので、このあたりも考慮していただきたいなと思ひております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 音楽という、確かに著作権の関係あるんですけど、それやったらもう自分たちで何かのいい音楽をつくってそこへ入れると、これ日本全国どこいったってええというふうに思ひています。公民館なんかにも貸し出しいうんかな、置いてもらいたいというふうに思ひています。

それと、小学校でも苗羽も行ったときもあるし、2、3日前は星城小学校あったんですけど、これも大分やりよんじゃないかというふうに思ひますけど、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） どの小学校も人権集会というのは学校で実施しております。形はどういう形になろうとも、星城小学校、安田小学校なんかはお友達と一緒に集会いう形、苗羽小学校においては講演とかそういう形をとってると。池田小学校も同じ集会という形で聞いておりますので、そのあたり各学校の工夫ということで考えてもらいたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 次に行きたいと思ひます。

次に、平和を考える小豆島についてでございます。

実行委員会を結成して、今年7月に二十四の瞳に学ぶ平和トークを行いました。戦後70年ということもあって、サン・オリブ500席がいっぱいになりました。内容は、第1部にNHKのクローズアップ現代「涙と怒りの共感力～今、世界が注目の映画監督木下恵介～」の上映と二十四の瞳紙芝居、第2部はパネルディスカッションでした。NHKのビデオ利用については、東京のエンタープライズに電話して了承してもらいました。

話は変わりますが、今年の春、天皇皇后両陛下がパラオのペリリュー島を慰問されて、

世界中の戦死者や戦没者に哀悼の意をささげたことがテレビ報道されていました。あの戦争で日本人310万人が亡くなりましたが、そのうち海外の死者は77%、240万人と知り驚きました。戦死と餓死が含まれる戦没者の違いも初めて知りました。フィリピン51万8,000人、沖縄18万6,000人、ソロモン島11万8,000人、グアム島2万人、テニアン1万5,000人、東部ニューギニア12万7,000人、硫黄島2万1,000人、パラオ1万6,000人、うちペリリュー島が1万人などの南の島の戦没者の数です。厚生労働省は、今年の2月末、調査を発表したので、4月11日のテレビで放映されました。ある新聞社が電話がかかって、平和トークは思想で固まり、偏っているのではないかという趣旨でした。私は、戦争反対は思想ではございません。偏った思想で人は集まりませんと答えました。

余談ですが、私は高松で行う平和集会について疑問を持っていました。終了ときに、司会者が何かご意見はございませんかと聞くと、いつも同じ人が手を挙げて発言していたからです。だから、終了のとき、アンケートをとり、意見を書いてもらいました。参加者500名のうち、278人から回答がございました。今、お手元にちょっと町長には見てもらっていますけど、そのうち105人の方が戦争の経験や意見、感想を書いてくれました。ある人は、私は満州で生まれて生後20日で座布団にくるまり、日本に帰りました。母は母乳が出なくなり、居合わせた満州の人にお乳をもらって生きて帰ったと書かれていました。別の人は、レイテ島で戦死したおじさんがいるのですが、私の子供を戦争に出さなければならなかったらと親の気持ちがよくわかる気がします。また、私が小学校のとき、苗羽小学校に嵐舞台がおられ、上官が竹刀棒でたたきまくっていたことを思い出しました。別の人は、戦争を知らない私たち、今世界各地で戦争があり、貧困、命の大切さを考えると戦争はよいことなど何もない。105のうちごく一部の紹介ですが、この地球から戦争をなくしたいと思いました。町も含めて、壺井栄、壺井繁治、黒島伝治を見直していると思います。平和トークの後の反省会で、ある方が小豆島は平和の島と言わず、平和を考える島にしたらよいと言われました。そのとおりだと思います。町の基本的方針、感想をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から、平和トークでのある方の発言で、小豆島は平和の島と言わず、平和を考える島にしたらよいのではないかということを紹介されましたが、私も賛成です。

小豆島は、オリーブの島でもあり、壺井栄さんの作品、二十四の瞳に代表されるように、まさに平和を象徴する島であると思います。

ご質問にありましたように、現在壺井栄、黒島伝治、壺井繁治再発見プロジェクトを行っております。この3人は、同時代に小豆島で生まれ育っています。そして、醤油づくりの盛んだったほぼ同じ地区の出身です。このことは決して偶然ではなく、そのころの小豆島のその地区にこの3人の文学者が生まれた背景と要因があるのではないかと私自身も考えています。このような背景あるいは要因を考えますと、壺井栄さんの二十四の瞳が誕生したことは、まさに小豆島が平和を象徴する島であるということだと思います。

そういう小豆島には、世界平和に対して積極的な役割、発言をする使命があるのではないかと私も思います。来年3月から、瀬戸内国際芸術祭2016が開催されます。国内外から大勢の方が小豆島を訪れていただけたらと思います。芸術祭や観光で小豆島を訪れた皆さんに平和の象徴であるオリーブ、二十四の瞳が誕生した小豆島の自然や伝統文化に触れていただき、平和について考えていただければと思っています。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 私は、元バスの運転手ですけど、ガイドさんが二十四の瞳を説明しておいたら、外人さんがこんなちっちゃな島にも戦争の影響が来とったんやなと言われたということを知りました。ですから、私が思うのはこの思想でどうのこうのいうんじゃなくて、誰から学んだらいいんか思うたら、やっぱり戦争をされた方、戦争とは何かいうことを経験された方から学ぶべきだというふうに思うようになっています。自分が戦争反対だから反対やというんじゃなくて、やっぱり戦争を経験した方、あの当時に生きている

方、どんなもんだったというふうなことを思うようになったんですけど、その辺についての感想を一言だけ、どなたからか済いませんけど。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） もうおっしゃるとおりで、私もそのとおりに感じます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 3番目に行きます。

スクールバスの安全体制についてでございます。

ハドソン川の奇跡で有名になったジェット機の事故がありました。ハドソン川へ不時着して、一人の犠牲者も出さなかったパイロットの方は、乗せているのは人間の命とインタビューで答えておりました。飛行機や船、バス、タクシーなど、人の命を運んでいる乗り物の安全性は絶対的です。バスなど運転するとき、当然ですが、運行管理のチェック、以前は健康チェック、時計のチェック、服装のチェック、所持品のチェックなどでございました。健康が第一というのは当然だというふうに思います。現在は、その健康チェックの中にアルコールインターロック、ふっと吹いたら、あんた酒が残つとるよと言われるんですが、アルコールインターロック、つけ加えられております。

小豆島町が運営しているスクールバスは11台、4台はかんかけタクシーに委託しているのでよいのですが、7台あります。私から見ると、今のやり方では安全を守り続けるのは難しいというふうに思っています。

少し前の出来事でございますが、スクールバスの運転手さんが事前に休みを申し出てオーケーが出たので休んだところ、何かの行き違いでその日のマイクロバスが現地に来なかった、行かなかったということがあったと聞きました。単純なミスでございますが、営業所を構え、点呼をとっていれば起こらなかったことだというふうに思います。管理を厳しくしたら、事故が減るという単純なものではなく、道路の広さ、傾斜角度、交通量、天候など、その上に子供の教育など多くの原因があると思います。

私は運転手のころ、安田の小学生を岩ヶ谷から運んでいました。行くときは、今から勉強するのでおとなしいのですが、帰りは非常ににぎやかで席をかわったりして危険でした。橋近くの一直線でバスをとめて、今からブレーキテストをするからしっかり座ってといてくれと言って、時速7キロで急ブレーキを踏むとどんととまるんですね。このおっちゃん怖いという声もございましたが、今時速7キロでブレーキを踏んだんだよと。ここは、いつも40キロ近くで走っていると言うと、子供は静かになりました。このころは、死亡事故を起こすと、手錠を入れられて実地検証をする厳しさもあると聞きます。

参考までに申し上げますと、銚子溪近くのスカイライン道路で琴平高校のマイクロバスの転落事故がございました。高校2年生2名の方が亡くなり、多くの高校生がけがをしたことがございました。道路法では、急坂路は最高9%、10メートルのバスで90センチが限界でございます。しかし、あの道路は18%、今もあります。10メートルのバスで1メートル90センチの急坂路でございます。事故の前、この事故の前ですけど、2月、私たちはこの道路に調査をして砂どめ退避場を要求していました。3カ月後の5月にあの事故が起きました。その後、くだりの道路に3基の砂どめ退避場ができました。1基1億5千万円と言われております。人を安全に輸送するには、こうしたあらゆる機会も考えなくてはならないと思います。スクールバスの安全性、大切な大切な多くの子供の命を運んでいるスクールバスのチェック体制が今のままでよいはずはないというふうに思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から、スクールバスの安全体制についてご質問をいただきましたが、森議員のご指摘のとおりであると思います。

スクールバスの点検、運行管理、運転手の健康管理を含めたチェック体制は非常に大切であります。万が一にも、事故を起こさないよう努めなければいけません。

スクールバスについて、直接所管している教育委員会から詳細な答弁をいたします。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 森議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの管理体制につきましては、道路交通法に基づいた安全運転管理者は、正職員である岡運転手が担当しており、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行うようにしております。

まず、スクールバスが登校時間に遅れた件ですが、教育委員会で把握している事案としては、これまでに2件ございました。2件ともスクールバスの通常の登下校の運転時ではなく、臨時便の際に生じた事案であり、運転手の勘違いによるものでございます。現在、この事案を踏まえ、前日の午後に翌日の運行体制を確認するとともに、特に臨時便については書面で確認しており、今後このような事案が発生することがないように努めております。

次に、健康チェックにつきましては、人間ドックまたは町の定期健診を受診しておりますが、アルコールチェックは行っておりません。アルコールチェックは、平成23年より運送事業者に対し、運転手の酒気帯びの有無を確認する際に、アルコール検知器を使用することが義務化されましたが、自家用有償旅客運送者及び福祉バスやスクールバスなどの市町村の自家用自動車は義務化の対象となっておりませんので、現在は運転手同士のセルフチェックでの対応となっております。

また、車両の点検ですが、始業点検は毎日運行時に行っており、3カ月点検も業者に委託して実施しております。

先ほど町長の答弁にありましたように、スクールバスのチェック体制は非常に重要でありますことから、改善できるところを検討し、今後さらにチェック体制の充実を図りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） ことは悪いけど、寝過ごすこともあるんです。ことは悪いけどな。だから、今から行くよとかなんとかのチェック体制、アルコールインターロックは対象外やって言われましたけど、命に変わりはないというふうに思うんです。ほかの地域、土庄はどうなっとなかわかりませんが、事業者へ委託すると全部チェックされるんですね。ですから、小豆島町は自分とこであのバスに乗っていったらええという格好になると思うんで、改善が必要に僕は思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 現在、スクールバス7台、町で運行しておりますけれども、池田地区、イマージュセンターから4台が出発、内海地区は給食センターの方から3台が出発しております。ですから、車の駐車場所によりまして、このように4台と3台に分かれている実情がございます。それぞれ、運行距離とかが違いますので、出勤時間も30分ぐらい時差がございます。ただ、出発時と出勤時で何人かの運転手は複数でのチェックはできますけれども、最初から最後までいうチェックはできておりませんので、そのあたり、全員が早い時間に合わせて出勤はちょっと難しいと思っておりますので、その毎日の確認につきましては、先ほど申し上げましたように、前日のチェックではなくて、当日、電話連絡等含めてチェック体制ができないか、早急に検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） もう終わりますけど、やっぱり来たかどうかとか、身体大丈夫とかいうのは聞いてもらって、もっともっと安全性を確立してほしいというふうに思います。以上です。

---

○議長（森口久士君） 5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） まず、義務教育の一貫性についてという質問をさせていただきます。

現在、各小学校でスポーツや音楽といった教育がなされておりますが、野球や陸上といったスポーツは中学校、それから高等学校への一貫した流れができていますと、こう考えておりますが、音楽については各小学校で特色のある教育がなされ、成果もおさめているのですが、中学校で音楽というような部活動がなされていないように認識しております。生徒、保護者側にそういった部活動のニーズがないのか、お尋ねします。

それから、スポーツにおいて、一貫性が確立できているのであれば、文化部門においても中学校、それから高校へと一貫した流れをつくっていくべきではないかと思えます。町長、教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員のご質問にお答えします。

文化部門においても、小学校、中学校、高等学校へ一貫した流れをつくっていくべきとのご質問ですが、私は全く同感です。小学校、高等学校、ブラスバンド部、大変活躍してると思えますので、具体的には小豆島中学校にブラスバンド部等の楽器を演奏する部活動をつくってほしいと私も思えます。そういうことで、教育委員会には小豆島中学校と十分に協議し、必要であれば香川県の教育委員会にも必要な教員の配置を申し入れて、必ず実現してほしいと思えます。教育長もよろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 谷議員のご質問にお答えします。

最初に、内海中学校、小豆島中学校の前身ですけども、中学校の部活動ですけど、平成18年度までにはブラスバンド部とコーラス部の2つの部がありました。平成18年度に、音楽部、平成19年度からはコーラス部となっております。

ブラスバンド部は、平成18年度に廃部になったわけですが、その原因としては入部希望者がいなくなったこと、音楽科の教師が1人になったことが考えられます。なお、池田中学校では昭和56年ごろに廃部となっております。

また、現在の小豆島高校では、名称は音楽部になりますけども、活動内容は吹奏楽部として活動しており、今年の部員は22名とお聞きしております。

生徒や保護者のニーズ調査については、来年2月に小学校6年生を対象に意向を調査したいと考えていますが、幾つかの問題点もあります。

1つ目は、部活動を指導する教師ですけども、現在の小豆島中学校には音楽の教師が1人であり、コーラス部とのかけ持ちでは困難であることですから、授業時数から音楽科の先生を2人くれということは不可能でありますので、その吹奏楽部を指導できる先生の配置をこれから教育委員会に要請していくという課題、2つ目は楽器ですけども、廃部になった時点でいろんなところに貸し出してあります。もう10年前のことですけども、かなり古くなって使えない状態ということ、そしてあと指導者が決まらなければ、どういう楽器を購入したらいいのか、どういう形態としていったらいいのかということも考えなければなりません。

3つ目は、中学校の部活動として適正に活動するには、ある程度の部員を確保する必要があることから、中学校と協議をしてまいります。以上のような課題もございますけども、平成29年度に設置する方向で進めることとしております。そのために、平成28年においては、再度のニーズ調査を実施するとともに、指導者の確保、あと楽器の準備等を行いたいと思っております。ですから、よろしくご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 簡単に言いましたら、非常にいろいろと問題があるんも理解できました。

あれだけ各小学校でやられとる割に、中学校でニーズが少なかったというのはちょっとどういった事情かと思うんですけども、やはりそういう場合は学校としてつくっていくべきだと思いますので、その点よろしくお願ひします。

続きますのでの質問に移らせていただきます。

これ、教育のあり方となっておりますが、教育施設のあり方ということでちょっと抜けております。

町長の施政方針演説では、小学校の統合は現在のところ考えていないということで、小学生の場合は地域で子供たちを育てるという町長の考え方には私も共感しております。

しかし、先ほどの義務教育の一貫性という観点から考えるとどうなのか、また保護者たちはどのように考えているのか、今すぐに統合ありきというのではないんですが、今年度から始まった総合教育会議等で議論してもいいのではないかと思います。もちろん、子供を育てるのは親、当然ですが、地域であることは当然のことと考えますが、いろいろと今皆さんの意見の中で、小豆島高校の跡地に中学校を、そして現在の中学校に小学校をという意見もかなり多くの方からお伺いします。小豆島高校跡地の教育環境といいますと、学びの場としては最高であります。ですから、そういった形で中学校が現在の小豆島高校跡地へというのはごく自然な一般的な考え方のように思うのですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員のご質問にお答えします。

先ほどの質問と重なりますけれども、小学校、中学校、高等学校と小豆島の中でいろんなことを一貫して学んで、いろんなことを実現する子供たちに育ててほしいと思っております。小豆島町が音楽というものを重視するのであれば、教育委員会も小・中高一貫するという立場で進めていただきたいことを改めて教育長に申し上げたいと思っております。

そして、小学校については、できる限り今の4つの小学校を残したいということも、地域で学んで地域を愛するには地域と直接かかわり合える場所で勉強することが必要だと考えるからであります。その上で、小豆島高校の跡地をどう活用するかについてはいろいろご意見があるんだろうと思っております。県において、県の教育委員会で小豆島高校跡地部会というのを設置して検討していますが、余り進んでいないと認識をしております。小豆島町の中でも、残念ながら、申しわけないことに今のところいいアイデア、これといった結論に到達しておりませんので、早速で、ちょっと遅ればせになりますけれども、役場の中でもプロジェクトチームを設置し、本格的に検討したいと思っておりますし、いろいろな人のご意見も伺いたいと思っております。その際には、島内の人はもちろん、島外のいろいろな有識者とか小豆島のあの土地なら、教育でこういうことができるという高校、大学、いろいろな関係者の意見も聞いてみたいと思っております。

それから、総合教育会議というのを小豆島町では毎年1回やっておりますけれども、教育委員の皆さんだけでなく、各高等学校、中学校、小学校、園長先生全員が参加していただいておりますので、議員の皆さんにもたくさん傍聴していただいておりますので、総合教育会議の場でも谷議員のような提案についてディスカッションをしたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） その総合教育会議でいろいろ提案といいますか、話を出していただいて、どのような方向で、もちろん地域で近いところで子育てというのは非常にわかっておるつもりです。前の議員さんもいろいろな質問の中でもありましたように、昔のような連合運動会ができないのかとか、そういうお話もありました。もし、これ小学校が一つになったとしたら、各地区から皆さんがお集まりになる。当然、昔やっていたような連合運動会形式のようなことも可能であるのではないかと。各地域で、地域の子供たちが自分の地域を学んで、それを一つの小学校の中で僕の地域はこういう地域、私の地域はああいいう地域という形で、お互いの地域の特性を出し合いながら、お互いの地域のよいところを再認識するという形で、地域と生徒、学生のかかわりというのはこういったところからでも生まれるんじゃないかと思っておりますので、その点を教育会議の場でお話ししていただけたらと思っております。

それと、今の小豆島高校の跡の問題ですけれども、これ当然県有地、所有者が県というこ

とですけれども、もともといろいろな形で地元の方の土地の寄付であるとか、それから我々もOBとして多少ではありますが、長年寄付等を行ってきております。ですから、確かに所有は県ということですが、これほど地元にかかわりのある跡地というのはいないのではないかと思っておりますので、その点はよくよく慎重に考えていただいて、有効に活用していただきたいというふうに思います。答弁は要りませんので、これで終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は13時、1時から。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時57分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） 一般質問で2点ご質問させていただきます。

初めに、マイナンバー制度についてですが、11月より簡易書留でマイナンバー通知カードが本人または家族直接受け取りで各家庭に届いております。同封されている総務省からの冊子の中に、「メリットがいっぱい個人番号カード」と称して、早朝から深夜までコンビニで住民票とか印鑑証明等、各種証明書交付サービスがあります。現在、約100市町村で導入されていると記載されております。まだ、これについて平成28年度には3倍ぐらいになるっていうふうに言われております。小豆島町においては、これをいつごろからコンビニ交付サービスを導入される予定でしょうか。

また、張りつけ顔写真ですが、これは運転免許証などのサイズでも可能でしょうか。ちょっとサイズを見ると、運転免許証は縦3センチ、横は2.4ですけど、それより一回り大きいようですけども、これで使えるかどうかお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員のご質問にお答えをします。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤でありまして、今後申請をすれば交付されます個人番号カードにつきましては、地域住民の利便性の向上に資するものとして利用することが求められております。

小豆島町といたしましても、町内の状況や国の今後の動向を見据えながら、住民サービスの観点から個人番号カードの利活用について検討をしております。

ご提案のありました具体的なテーマにつきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） ご質問のコンビニの各種証明書交付サービスにつきましては、各ご家庭に届きました通知カードに同封されておりますパンフレットに記載されており、既に全国の100市区町村でこのサービスを実施しておりまして、今後28年度中には約200の自治体が、また29年度以降につきましては約500の自治体がこのサービスの導入を検討しております。

このパンフレットの数字につきましては、平成26年度に総務省が調査をした結果でありまして、全国の1,741の市区町村中、351の自治体が平成30年度までに導入の予定、平成31年度以降に導入を検討すると回答した自治体が449団体、そのほかの941団体、全体の54%に当たりますが、これにつきましては導入する予定はないと回答しております。

現在、コンビニ交付サービスを実施している自治体を見ますと、通勤等による昼間の流出人口が多く、休日や夜間にしか地元にいらないことから、行政窓口の開庁時間に窓口に出向くことが困難な住民が多い自治体や、人口の多いことから窓口の混雑緩和のための手段として実施している自治体が多く見られます。

小豆島町の各種証明書の交付につきましては、内海庁舎の住民課と池田窓口センターの

ほかに三都、坂手、橘、福田の各出張所の6カ所で取り扱っていること、また働いている方の対応につきましては、昼休みの時間帯などでも交付が可能な窓口体制としておりますことから、コンビニ交付サービスは現在のところ予定をしておりますし、香川県下でも現在実施している自治体はない状況でございます。

また、コンビニ交付サービスの導入に係る経費につきましても、住民票の写しと印鑑登録証明書のみを対象とした場合、システムの改修費や証明書発行サーバーの構築費などの導入コストが約2千万円、サーバーの保守費や証明書交付センターの運営負担金などのランニングコストが年間約300万円以上かかりますことから、費用対効果も考える必要があると考えます。

しかしながら、今後個人番号カードの利活用を図っていく上で、住民サービスの観点から、コンビニ交付が必要になれば導入も検討しなければならないと考えております。

もう一つのご質問の個人番号カード交付申請書に張りつける顔写真につきましては、通知カードに同封されているパンフレットにも記載しているとおおり、縦4.5センチ、横3.5センチで最近6カ月以内に撮影、正面、帽子なし、無背景のものとなっております、顔が横向きのものとか帽子、サングラスをかけ人物を特定できないものは不可となっております。

写真のサイズにつきましては、センターに問い合わせたところ、個人番号カードに写真をプリントする作業の関係から、5ミリ程度の差はどうにかなるが、運転免許証サイズは縦3センチ、横2.4センチなので小さ過ぎるとの回答でした。

なお、申請書に張りつけて送った顔写真が不可となった場合は、個人番号カードを取り扱っている地方公共団体情報システム機構から再度申請書と返信用封筒が送られてきますので、新しく申請書を作成していただくこととなります。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） コンビニのサービスなんですけれども、今6カ所で対応しているということなんですけれども、お昼休みも対応しているというんですけれども、香川県下でもどこもないという理由なんです、今もう仕事をしている若い人とか、そんな中でも仕事をしてる人は大勢おられます。かといって、土庄町のほうへ行ったりとか、近くに、休憩時間があってもその1時間の間に出来ないという方はたくさんおいでと思うんです。そういう人のためにも、ぜひこの利便性ですね。せっかくナンバー通知、個人番号ができて、そういうふうになっていきますよっていう政府の方針でありますので、ぜひ早期のコンビニでの利用ができるような体制をつくっていただきたいと思います。やっぱり皆さん、住民の方のサービス向上という、サービスということに関してできるだけ早くに対応が必要でないかとは思っています。

それと、証明写真ですけれども、これ前も少しお話はお聞きしましたけれども、個人でこれを写してそれを証明書につけて持っていくとなると、本当に全員の方がそれができるとかどうかがわからない状態ですよ。これはどこかで写真を写して、申請したときにどこで写真を撮ってもらえるとか、そういうのは不可能ですか、それとも可能でしょうか。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） 今ご質問がありました、今現在若い方、働いている方が土庄町のほうへも出ていって、なかなか昼休みだけでは対応が困難ではないかというご質問でございますが、旧内海町時代に午後6時までの窓口対応をしたことがございます。そのときの状況によりますと、月に何人来られたかと言いますと、5、6人であったと。それも大体5時半までに来られて用が済んでいるような状況だったと聞いております。

今現在も開庁時間に5時少々回って仕事の帰る途中で寄られる方がおられますけれども、職員がおれば対応は可能ですので、今現在では対応しておりますので、今のところ働く方については問題はない、もちろんコンビニで土曜日でも日曜日でもとれるということは大変便利なことになるとは思いますけれども、今のところそういう対応の仕方をしておりますので、必要はないんじゃないかと思っております。

それから、顔写真の申請時にその場で写真を撮ることはできないかということでございますが、どこの町もそういう対応はしておりませんし、自分で顔写真等準備をして申請をしていただくということもありますし、ほかの申請の方法でパンフレットのほうにも載っておりますが、スマートフォンで撮って、そこでスマートフォンで申請をしていただくという方法もできることになっております。

また、この個人番号カードにつきましては、任意でつくっていただくというようなことになっておりますので、今のところ窓口での写真を撮ってというサービスまでは考えていない次第でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） それと、ちょっと関連なんですけれども、この通知カードを出してますね、今ね。ちょっと前の新聞なんですけれども、この通知カードの返送数というのが四国新聞に載っておりました。小豆島町は約500通、これが返送されてきてるというふうに、これパーセントでいうと6.9%、約7%の方には届いてないということなんですけれども、これは何か、どういうふうな理由があったんでしょうか。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） 四国新聞のほうの記事では、11月末現在の数字として発表されたものでございまして、小豆島町の状況は最終的には世帯数が7,188世帯宛てに送っておりまして、返戻されたものが673通でした。この内訳を見ますと、宛所なし、結局住民票に書かれたとおりの住所、番地に郵便局のほうが届けるということになっておりまして、宛所なしというのは、その番地には今現在この人は住んでいないと郵便局が判断したものについてはうちのほうに返ってきております。これにつきましては、郵便局のほうに返送届を出されている方もこれは返送不要というような通知の郵送の出し方になっておりますので、その辺も全てうちのほうに返っている数字でございます。

それから、郵便局のほうでは、自宅のほうに2度ほど訪問しまして、それでもいなければ不在票を入れて1週間のうちに郵便局のほうに連絡をくださいというようなやり方をやったんですけども、それが1週間を超えて期間を経過して期間切れということで、うちのほうに返ってきましたのが369通というようなことになっております。この方につきましては、何らかの形で郵便受けに、ポストに不在票を入れたけども、ほかの郵便物と混雑してどっかなくしていたとか、また見たけどもそのまま放置されているとかいうような方々だと思います。

また、この返戻された郵便物につきましては、今現在私のほうで保管をしておりまして、随時住所の宛所でありまして、何で届かなかったとかいうことを調査しながら、おのおの配付したり、交付をしておるわけですが、今現在このうちの200ほどは交付が終わった状況でございます。あと、500弱、400何十になりますけども、この方につきましても、先日もう一度住所宛に通知を出したところでもございまして、その通知は今後は転送不要じゃなくて、転送届を郵便局のほうに出してございましたら、転送先の住所に届くようなことになっておりますので、幾らかこれで連絡がとれるもんだと思っております。また、その結果を見て、まだ届いてないところには対策を練っていきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 先ほど、スマートフォンとかそういうなんおっしゃいましたけれども、なかなかそれを使いこなせる人がまだまだ少ないとは思いますが、それで、なかなか無理っていうんか、可能性が薄いということなんですけれども、これはこの制度は始まったばかりですので、まだまだ浸透もしてないですし、皆さんの不安とかそういうなんもいっぱいあります。これで、対応のあれなんですけれども、こういうなんを通じて、ずっと詐欺の問題とか多発してるんですけれども、特にこのマイナンバーに対して詐欺が横行してるのかという報道がたくさんありますので、住民の方が被害に遭わないような、そういう周知ですね。いろいろ注意事項、10月の広報なんかでもマイナンバー制度が始まりますというふうには書かれてありましたけれども、なかなか注意事項とか広報なんか書かれてあるん

ですけれども、割合見てる人が少ないっていうところが大きいにありますので、何かの形で皆さんに危険とかこういうふうに使えると、いろんなことをやっぱり周知する場をぜひ持っていただきたいと思います。この点、よろしくお願いします。

じゃあ、次に進めさせていただきます。

2点目ですが、オリーブイルカカードの推進についてです。

利用者の視点に立ったオリーブバスの運賃、また路線等については抜本的な見直しがされまして、来年度、28年度3月から新路線の運行が始まる予定であります。本当に担当の方にはいろいろ遅くまで頑張っていただいて、ありがたいなと思っております。多くの利用者を確認するために、イルカカードの推進が必要不可欠じゃないかと考えております。カードがありますと、お客様の乗りおりが本当にスムーズに進みます。私も、オリーブイルカを使っておりますが電車に乗るときとか、公共、小豆島でもそうですけど、オリーブバスに乗るときなんかでも本当にタイミングよくっていうか、すっすっ乗れますので本当に重宝しております。このことを高齢者の方にお話をしますと、本当に知らなかったと、カードがあれば本当に便利でいいなあと、これはどこで売ってるんですか、発売してるんですかというふうな声をよく聞きます。イルカカードの認知度はまだまだ本当に低いなあと思っています。住民のために、イルカカード普及に町が後ろ盾になって推進すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員からのイルカカードのご質問についてお答えをします。

イルカカードにつきましては、ご質問にありましたように大変便利ですし、割引もあるということで多くの方に利用していただきたいと思います。幸いなことに、来年の3月からバスの運賃もダイヤも大きくかわりますし、新しい病院の利用等、お買い物などでイルカカードを大いに活用していただきたいと思っております。おっしゃったとおりだと思います。

担当課長からご説明いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

イルカカードにつきましては、琴電が発行しておりますイルカカードの小豆島版、ご当地版として平成23年1月11日からオリーブイルカとしてオリーブバスで利用が可能となりました。イルカカードの購入につきましては、土庄港にありますオリーブバスの事務所、それからバスの車内で販売をしておりますところがございます。

これに加えまして、町内にカードの中のその金額の積み増しができる自働チャージ機という機械を草壁港と池田港に設置をいたしますとともに、決済端末を商店や観光施設、トータル7事業所、13カ所に設置をしまいたところでございます。

また、小豆島町におきましては、これまでにご存じかと思いますが、高齢者の運転免許の自主返納者に対しまして、オリーブイルカの発行や各港や商店にいるかカードの決済端末を導入する際の費用を助成するなど、イルカカードの普及促進に努めてまいっております。

オリーブイルカカードの発行枚数でございますが、23年1月から27年11月末の時点で、トータルで3,523枚を発行していると事業者のほうから聞いております。そのうち、小豆島町の高齢者運転免許証自主返納事業におきまして、321名中156名の方にオリーブイルカのカードを発行しておりますところでございます。

ご指摘のように、オリーブイルカにつきましては、バスの運賃の割引であるとか高松航路での使用などカード1枚で公共交通がスムーズに利用できる等々のメリットがございますが、要は今までバスに乗ったことのない方により多く乗っていただかなければならないということも今後ございますので、そういった意味から、年明けの1月26日になりますが、草壁福寿会という団体から前向きな取り組みで、その団体のご要望にお応えいたしまして、小豆島オリーブバス株式会社の協力のもとに、実際にバスに乗ったことのない方、そ

った高齢者の方を対象にバスの乗り方教室、こういったものも実際に公共交通の抜本見直しのお話をさせていただきました後、こういった取り組みも行っていく予定にしております。

このように、今後町といたしましては、小豆島オーリーブバスとの連携強化を図りまして、イルカカードのさらなる普及を推進をし、公共交通の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 早速の福寿会、これは老人会だろうと思うんですけども、そういなんが始まってってということで、本当にいいことだと思います。

ここだけじゃなくて、これからも次々順次こういうふうなところで、今町政懇談会とか行っておりますが、これはオーリーブバスの方が出られるかどうかはちょっとわかりませんが、そういうな中でも声をかけ合い、かけていただいて、オーリーブイルカの推進に努めていただきたいと、さらに努めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。私からは以上です。終わります。ありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 私のほうから、2項目の質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、次年度以降のプレミアム商品券の継続方針はということで、3月議会にも継続の意思を確認しております。今回は、予算査定の時期ですから、その方策があるのかないのかで質問したいと思います。

プレミアム商品券の発行の目的は、町内での消費喚起と消費拡大、地域商業の活性化、町内経済の振興などが考えられます。商品券発行の目的の達成を思いますと、この事業が単年度で終わることでは住民意識としての直接的で継続的な消費喚起効果や新規の消費誘発効果などが成果として果実としてあらわれることはないと思います。重要なことは、次年度以降も継続することが目的達成の不可欠な要素であると私は考えております。

この前提に立って質問いたします。

1点目、今年度の販売状況と換金状況をお知らせください。

2点目、今年度実施上での反省点と今後実施する上での課題点を聞かせていただきたいと思います。

3つ目、次年度以降、28年度以降の実施方針とその方法はいかがでしょうかと、以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員から、プレミアム商品券についてのご質問がございました。

町内の消費を喚起し、地域経済の活性化を目的に発行したプレミアム商品券、用意しましたのは3万セット、3億6千万円でしたけれども、完売することができました。11月末時点で、3億1千万円が換金されております。町内でそれだけのお金が動いたこととなりますので、一定の効果があったものと考えております。

ご提案にありましたように、住民の方が町内の商店を利用し、商店が活気づくことが目的でありますので、来年度についても単年度の事業とすることなく、継続的な消費喚起を促す意味からも、引き続きプレミアム商品券を発行すべく、現在来年度予算編成の中で検討しているところでございます。

詳細は担当課長から説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） まず、今年度の販売状況でございますけれども、7月か

ら8月の2カ月間、住民1人当たり2セットを上限に販売をいたしました。その結果、用意しました3万セットのうち、1万4,600セットを販売いたしまして、1万5,400セットが1時販売では残ったというような状況でございました。そのために、9月1日から1人当たり1回5セットを上限に2次販売を行ったところ、4日間で完売となりましたところでございます。換金の状況につきましては、先ほど町長からもご説明しましたとおり、11月末時点で3億1,219万円が換金されておりまして、率にしますと86.7%の利用ということになってございます。

今年度の事業につきましては、まだ継続中ではございますけれども、現時点での反省を申し上げますと、まず1次販売の期間が長くとりましたものですから、その間土日商工会のほうに窓口をあけていただいたというようなことがございました。また、2次販売につきましても、短期間で販売しましたけれども、その間商工会の前がもう人だかりができて、通常業務に支障を来していたというような状況でございました。また、2次販売につきましては、1回5セットの条件を設けましたことから、特定の人が何回か並んだというようなこともございましたので、公平性に欠けた部分もあったかと考えております。

結果的には、他市町に比べまして、当町の販売枚数が少々多過ぎた面もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めまして、来年度実施の課題とさせていただきたいと思っております。

また、取扱店が当初180店舗でありましたけれども、やはり利用が進むにつれまして、現在213店舗まで拡大されております。このような利用が広がることで、また取扱店も拡大されるという好循環になりますので、多くの店舗で利用できるように取扱店の拡大も課題の一つかと考えております。

来年度以降の商品券事業につきましては、使用期間が6カ月を超える商品券を商工会が発行する場合には、資金決済に関する法律の規定により、国への届け出や供託金を用意する必要がありますので、そういった商工会の負担を考えますと、町が発行主体となって商工会で販売するという方法が現実的ではないかと考えております。

また、プレミアム商品券は、今年度の販売状況を見て販売規模を精査した上で、消費喚起を促す必要からある程度販売期間と利用期間を限定したものと思っております。

また、これとは別に冠婚葬祭や町が支出する謝礼やお祝いなどにも利用できるようにプレミアムのない商品券についても年間を通じて販売できたらと考えておる状況でございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 商品券の取扱店も増えてきつつあるということは、非常に喜ばしいことやと思っております。

それで、今予算の査定の間ですから、質問したいこともありますけれども、それを期待して待っております。そういうことでこの質問を終わります。よろしく申し上げます。

2点目の質問です。

高校生の通学バス定期券の負担軽減をということでお尋ねいたします。

質問1つ目、公共交通網形成計画の中の路線バスの再編、見直し（案）では、高校生の通学定期券の上限額が7,200円と素案ではなっておりますが、新しい高校への通学の際、内海地区の生徒は恐らく全て上限額7,200円、最高限度額いっぱい負担となると思っております。

そこで、子育て支援の立場や町行政としての政策的な面からも、保護者の経済的な負担の軽減を考慮する必要性は考えられないのかと、私自身は思います。

例えば、最大5千円程度の保護者負担にすることは、果たして不可能なのか、そう思いががあります。

そこで、質問1を踏まえての話になりますが、もし保護者負担の軽減を検討する場合のその注意点は、バス会社の経営にかかわる運賃収入の減少による直接的なバス会社の影響とか、構成町であります土庄町との理解とか詳細、また交通協議会でのそれらを踏まえた再

調整などによって、この交通形成計画の遅延の影響が出ると思われます。

したがって、負担軽減策の実施方法では、通学定期券の単価、いわゆる運賃の変更ではなくて、町予算、例えば子育て支援策とか、そういった方法で行政からの直接的な助成の形態が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島オーリーブバスの運賃、路線、ダイヤにつきましては、幸いなことに土庄町、小豆島町の関係の皆様協議が調い、現在オーリーブバス株式会社のほうで、四国運輸局のほうに所定の手続をすべく段階に入っていると聞いております。

学生の通学定期ですけれども、小豆島オーリーブバスの現在の考え方は、月額上限7,200円という提案だと理解しておりますけれども、ご質問にありましたとおり、ご父兄の方の希望額とは若干の差異があるのではないかと思います。松下議員のご指摘のとおり、通学支援は保護者への負担軽減と路線バスの利用促進策の両面から小豆島の基盤となる重要な施策と位置づけておりますので、議会の皆様方のご意見をぜひそうすべきということであれば、さらなる支援策の制度化について検討したいと思っております。

詳細は担当課長より説明いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 松下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、町長からの答弁にもございましたように、統合高校への通学支援につきましては、路線バスの利用促進における乗客増加につながる大きな要因の一つでもございます。当然ながら、バス事業者への運賃収入にも直接的に影響を及ぼしてまいります。

1つ目のご質問の通学定期券の上限7,200円に対しまして、保護者負担軽減の観点から、例えば5千円程度にはならないかというご質問でございますが、先般協議会でご同意をいただきました通学定期券は基本運賃の6割引き、額にして現在の通学定期の額の半額の7,200円となっておりますのでございます。

それで、昨年12月に県の高校教育課が統合高校への通学予定の生徒を持つ保護者を対象に通学アンケートをとりました。その結果によりますと、通学定期の希望額として、回答者の約4割が1カ月5千円を希望しておるところでございます。これまでに、延べ6回に及びます公共交通協議会におきまして、審議の過程の中で、委員である両校のPTA会長のほうからも、5千円程度なら利用したいとの声も多く出ているというようなご意見も承っております。

これらを踏まえまして、町といたしましては、統合高校開校までにバス事業者と連携をいたしまして、通学対象となる生徒を持つ保護者を対象として、利用ニーズの把握を行うためにも、できるだけ早い時期に再度調査を実施したいと考えておるところでございます。なぜならば、現在考えております朝のダイヤで、乗り切れないというような場合も想定されてまいりますので、そうした場合にはバス事業者として増発便対応も必要になってまいりますので、こういったことから、できるだけ早い時期に調査をしてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問につきましては、バス事業者が設定をしております通学定期券の金額につきましては、ご指摘のとおり、運賃については協議会での合意形成がなされたものでございまして、現在来年の3月20日の改正に向けてバス事業者のほうで監督官庁に対する届け出と各種の変更作業に取りかかっているところでございます。

このような状況から、さらなる支援策につきましては、子育て支援策としての保護者の負担軽減という面と交通施策としての路線バス利用促進策の両面を補完する新たな施策として、議会の皆様方のご後押しをいただけますなら、制度設計をする必要があるものと考えておるところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） ぜひ、前向きに検討をお願いしたいと思います。

ちょっと1、2点申し上げますが、私が最大5千円というのは少し根拠があります。本当はもっと安ければいいんですけども、やっぱり町財政負担とかそんなのが絡んできますので、なぜ5千円ということ为例題として挙げたかと言いますと、一般通勤の方の1カ月定期が1万800円、高校生ですから、学割等も考えて、その半分の5千円程度と違うかないうんが1点です。

それと今、城課長のほうから、現在のバス代の半額程度にしていますということですが、その前提条件が450円で計算してその分の半分ですよね。それを最高300円にしたら、その3分の2、そしたら4,800円になりますよね。今ちょっと頭の中で計算したから、間違ってるかもわかりません。そしたら、大体5千円程度なんです。それが1点。

2点目の5千円程度にした理由は、今の大学等の奨学資金、年間200名越しとると思いますが、大体200名です。月5万円で年間1人60万円、それを200倍しますと1億2千万円、1億2千万円の中で、これを仮に2,200円下げるとしますよね、7,200円を5千円に下げると、1人2,200円ですね、高校生。それで、その2千円として年間2万5千円程度ですよね。その今の中学生1学年大体100人やと思いますが、池田地区の人と内海地区の人の割合ははっきりわかりませんが、3分の2とします、内海地区がですね。そしたら、六、七十名ですね。だから、2万5千円の六、七十名いうたら、大体150万円前後で事足りるかなと思われま。そうすると、大学等の奨学資金二、三人分で足りるわけですよね。それで、基本的には大学等の奨学資金は返還がありますけども、場合によっては免除の規制もありますよね。免除規定が二、三人増えたらという程度だったら可能かないうことで5千円という根拠を出してきました。私の基本的な考え方というか意見です。返答は要りません。以上です。よろしく頼みます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 今の松下議員の考え方を参考にして、制度案をつくりまして、また議会の皆さんのご意見を承りたいと思います。

（4番松下 智君「ありがとうございました」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、来年度予算編成についての町長の基本的な考え方、方針についてお尋ねをいたします。

また、財源の確保についてどのようにお考えでしょうか。町民の福祉の充実と教育環境の整備に特に力を入れていただきたいと思っておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

特に、次の点の実現を求めます。

まず、国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減についてです。

今、物価は上がり、給与は上がり、年金は下がり、町民の暮らしが大変な中で、国保税や介護保険料が町民に重い負担となっています。町独自の減免制度など、負担軽減策を考えてもらいたいと思います。

次に、子供のインフルエンザ予防接種の補助です。

インフルエンザは、予防接種を受けることでかかりにくくなったり、かかっても軽く済むというメリットがあるため、抵抗力の低い子供やお年寄りを受けて備えることが大事です。しかし、お年寄りには補助がありますが、子供にはなく、しかも子供は2回受ける必要があるために子育て世帯の負担は大きく、要望も多く出されています。県下では、善通寺市や直島町、まんのう町で助成を行っています。子育て支援に力を入れている本町でも、インフルエンザに助成をすべきではないでしょうか。

次に、老朽化した小学校のトイレ改修です。

今の子供たちは、洋式トイレで育っています。和式トイレの使い方を知らない子供も珍

しくありません。ある調査では、学校のトイレで排便しない、我慢をするという子供が4割いるという結果だったそうです。すっきり排便することは、おいしく食べることと同じぐらい子供たちの発育や発達に大事なことです。うんちを我慢しながらおいしく食べたり、元気に体を動かすことは無理です。もちろん、集中して学ぶこともできません。本町の小学校、特に内海地域の小学校は古く、ほとんどが和式トイレです。洋式トイレを増やすと同時に、古いトイレを改修すべきではないでしょうか。

次に、司書教諭の採用と図書更新充実です。

昨年、12月議会で私が質問した際の答弁は、27年4月からは町立図書館の司書3人を各学校に試験的に派遣し、国で学校司書としての資格のあり方、その養成のあり方などについて検討が行われ、どのような措置が講じられるか注視しながら適切に対応するというものでした。

その後、司書の学校への派遣しての取り組み状況、また国の検討結果はどうだったのでしょうか。学校に専任の学校司書を採用配置することとあわせて、各学校の図書がかなり古いものが多いようなので、図書の更新充実をぜひしていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

来年度の予算編成につきましては、去る10月末に地方創生の小豆島町の人口ビジョンと総合戦略を取りまとめましたけれども、その総合戦略を具体化するという考え方で予算編成に臨みたいと思っております。

具体的には、1つは小豆島の基盤をつくる施策としての小豆島中央病院を核とした地域医療、あるいは福祉を含めていいと思いますけれども、地域包括ケアとかいう言葉で表現されることもあります。そういう医療福祉、それから新しい高校を生かした文武両道の人づくり、高校だけに限らず小・中・高、幼稚園全部入ると思います。それから、先ほど議論がありましたオーリーブスの料金、路線の見直しなど利用者の視点に立った公共交通の再生に関する予算、それから瀬戸内海の魅力を内外に発信する瀬戸内国際芸術祭2016の取り組みに対して予算の重点化をしたいと考えております。

また、財源の確保につきましては、国、県からの補助金や基金、特に介護、医療については新しい基金が国、県で設けられることになっておりますので、当初予算では難しいかもしれませんが、補正予算では何とかその基金を活用したいと思っております。また、合併特例債などの有利な町債を活用しつつ、さらに今日も議論いただきましたふるさと納税寄付金なども期待できますので、そういう新たな財源確保にも努めまして、財政の健全性が引き続き保たれるよう編成をしたいと考えております。

ご質問のありました各事項については、担当課長からまた説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） まず、1番目の国民健康保険税の負担軽減についてお答えいたします。

小豆島町における国民健康保険事業特別会計につきましては、島外受診の増加によります1人当たり医療費単価の増加や被保険者の減少及び高齢化などの影響により、その財政運営は著しく悪化し、本年度におきましては一般会計からの法定外繰り入れを実施し、運営している状況でございます。

これに対しまして、国民健康保険税の安定的な収入を確保し、運営の健全化を図るために、平成28年度から税率改定を実施することとし、今年3月議会におきまして、皆さんにご承認いただいたところでございます。

ご質問いただきました国保税の負担軽減につきましては、今年4月から軽減対象となる所得基準額の引き上げにより、軽減対象者を拡大したところでございますので、さらなる負担の軽減については現在は考えておりません。

また、本年4月以降は各自治会やさまざまな集まりの場に出向き、適正受診やジェネリック医薬品利用の促進及び健康づくりの推進についてご説明申し上げるなど、医療費の削

減にも努めているところでございますので、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 同じく1番目の介護保険料の負担軽減についてお答えいたします。

介護保険料につきましては、今年度から29年度を期間といたします第6期の保険料を設定するに当たり、保険料の上昇緩和のため、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、給付費とは別枠の新たな公費の投入により、低所得者の保険料負担軽減を図ったところでございます。

また、介護保険は介護を国民みんなで支え合う制度であり、費用については利用者負担を除き、その半分を税で、残り半分を40歳以上の国民が負担するものと定められていることから、一般財源の繰り入れによる負担軽減は適当でないと考えております。

なお、小豆島町の介護保険料は月額4,800円で、県平均が5,636円でございますので、県下でも低い水準となっております。

保険料の引き上げは、高齢者の方々にとって大きな負担であり、給付費の増加は少子高齢化が進む本町においても大きな負担となります。そのため、介護保険制度を今後も安定的に運営していけるよう、増加する給付費を抑える取り組みが必要でございます。高齢者の元気な期間を延ばし、やむなく介護保険を使うことになる期間を短くするための健康づくり、介護予防の取り組みが重要であり、自助や共助を組み合わせた高齢者福祉が必要と考えております。ご理解を賜りたいと思ひます。以上です。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 次に、2番目の子供のインフルエンザ予防接種に補助をとのご質問についてお答えいたします。

予防接種につきましては、予防接種法に基づき、市町村長の実施が義務づけられております定期予防接種と、個人または保護者の判断で接種する任意予防接種がございます。

インフルエンザ予防接種は、65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の者で、心臓や肺、腎臓の障害、また免疫機能不全のため日常生活において著しい障害を有する者が定期予防接種の対象で、これらの者以外は任意予防接種の対象となっております。

高齢者につきましては、インフルエンザ発症の後、重症化する可能性も高くなります。ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防する効果で、国のデータでは高齢者の場合は約80%の死亡を阻止する効果があったとされております。

一方、乳幼児に対するワクチンの接種は、現時点では高齢者ほどインフルエンザの発症や重症化防止の効果が明らかではございません。また、ごくまれではございますが、予防接種による健康被害が生じた場合、定期予防接種の場合は予防接種法に基づく補償を受けることができますが、任意予防接種ではこの適応にはなりません。

現在、ワクチン開発におきましては、感染抑制や発症予防、重症化防止に効果が期待できると言われております鼻腔内接種や生ワクチンの開発が進んでおります。今後、これらの動向を確認しつつ、子供のインフルエンザワクチン接種による発症予防や医療費抑制の効果が明確に示されるようになれば、自己負担の補助も検討していきたいと考えております。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 3番目、4番目のご質問についてお答えいたします。

まず、小学校のトイレにつきましては、各小学校の建築年次が古いため、全てが和式便器でございましたので、平成18年度までに各小学校のそれぞれの箇所に1カ所ずつ洋式便器を1基整備いたしております。

また、ご質問にありますように、老朽化しているため、必要に応じて小便器やトイレブース及び配管の修繕工事を行っているところでございます。

次に、司書教諭につきましては、学校図書館法で12学級以上の学校には必ず置かなければならないとなっておりますので、本町の場合、小豆島中学校のみ配置いたしております。

この司書教諭は、教員免許を有する者で司書教諭の講習を修了した者を充てております。

司書教諭の位置づけは、学校図書館の専門的職務をつかさどるということで、教員定数に加配されているわけではありません。このため、通常の授業を行いながら、部活動も担当しておりますので、十分な学校図書館業務が難しい状況となっております。

一方で、学校司書は学校図書館法で置くように努めなければならないという努力義務であり、専ら学校図書館の職務に従事するとなっております。

本町では、学校図書館の充実を図るため、今年度から町立図書館の司書を各学校に月2回程度派遣し、改善を図ってまいりました。来年度につきましては、学校司書1名の採用について予算要求をしておりますので、財政部局と十分に協議を行いたいと思います。

また、図書の購入につきましては、毎年定額の予算を確保しておりますが、平成23年度には住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、小学校費で200万円、中学校費で160万円で整備を行ったところでございます。

なお、今年度予算額は小学校費で45万9千円、中学校費で35万円となっております。中学校に比べて、小学校児童1人当たりの予算が少ないため、小学校費については来年度に増額要求をしておりますので、これについても財政部局と十分に協議を行いたいと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 国保税について、地域で説明をしてきたということなんですけれども、その中で反応とか町民の声についてはどうだったんでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 地域での国保税の説明につきましては、4月以降現時点で今まで25会場で説明をさせていただきました。延べ参加者数729名となっております。今後も、まだ来年3月末まで自治会での説明会を続けさせていただきたいと思います。

説明の内容につきましては、現在の国保の会計の状況、それから医療費の増えている状況、また県下での小豆島町の医療費の状況と比べて国民健康保険税につきましては最低レベルであるようなこと、それを少しでも財源を安定し、確保するために実際に皆さんに受診行動、このような受診行動をお願いしますとか、さらには健康づくりで医療費削減に努めていただきたいというような内容の説明をさせていただいております。

反応としましては、住民の皆様からはどんな状況だったのかと、今まで余りこういったような内容の話を聞く機会がなかった、状況はよくわかったということをおよそほとんどの参加された住民の方からはいただいております。具体的に、ジェネリック医薬品に私も変えようと思うというようなご意見もいただいているのが現状でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 県下でも国保税が低いということなんですけれども、これは逆に言うと、町民の所得も低いということなのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 確かに、小豆島町の国民健康保険の世帯数約2,600世帯ありますが、そのうちの7割の世帯が軽減世帯、2割軽減、5割軽減、7割軽減ございますが、そのような状況になっておりますので、低所得者の方が多いというのはそういった現状です。でも、なおさら、ですから税収入っていうのが確保できにくいっていう部分はあるんですけど、それでも少しずつ皆さんにご負担していただきまして、国保運営の健全化を図ることを進めていきたいということでご理解いただいている状況です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 介護保険についても、国保税についても同じなんですけど、やはり低所得者の方にとっては負担がすごい大きいという声を本当に聞いております。医療費とか介護保険料の増加を防ぐという、そういう健康づくりも含めてですけれども、町民の負担を軽くするための方策というのをさらに検討していただきたいと思います。

あと、インフルエンザですけど、補償がないということを言われましたね。予防接種によって障害とかそういうのが起きた場合に、任意接種でなければ補償がされないということを言われたんですけども、これは任意でない予防接種についても、別の形でそういう補償があるのではないんですか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） ご質問の健康被害、まれに生じるかもしれませんが健康被害の場合の補償についてですが、任意の予防接種の場合は国が補償してます制度には乗ることはできないんですけど、ワクチンメーカーの補償になりますので、金額的にも差はございますし、制度としては国の法律に基づく補償ほど充実したものではないという状況でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） その中でも、善通寺、直島、まんのうでは助成をしてるわけなんですけども、子育て支援という面から考えてそれができないのかということなんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 先ほどの答弁でもご説明させていただきましたが、インフルエンザのワクチン接種につきましては、高齢者につきましてはその効果、一番の効果は重症化を予防する効果というふうに言われております。ワクチンを接種したからということで、発症を完全にとめることはインフルエンザに関しましては今のところできません。発症予防効果につきましても、高齢者の場合は45%程度というふうに言われてますが、子供の場合はその効果は20%から50%というデータもございますが、平均して30%前後ということになっておりまして、重症化予防に関してはきちっとしたデータが国の法からも示されていないような状況ですので、やはり費用と効果の面から申しましても、今後新しいワクチンも開発されて、そのような効果がきちっと見られるということでしたら、そこに費用をつぎ込んでっていうようなことも考えられるかと思えます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 子供は別に予防接種をしてもしなくてもいいということになるんですか、しなくても大丈夫。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 予防接種をしなくても大丈夫というのではなくって、予防接種をするるとともに、例えば広く言われております感染予防のための手洗いであるとか、ふだんの食事を気をつけて体力、抵抗力をつくっておくこととか、睡眠時間をしっかりとることとか、そういったような日々の生活で、予防接種だけに頼らず防止できるようなこともございますので、意味が全くないということではございません。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 実際に助成している市町もあるわけで、子育て支援という面でぜひ検討をしていただきたいと思えます。

学校のトイレですけど、1カ所ずつ洋式になってるということは前から伺ってるんですけど、行ってみたら本当に古い昔ながらの和式トイレで、扉もないというか、表の、寒々しいようなトイレなんですよ。星城小学校にしても、苗羽小学校にしても洋式をもっと増やして、全体を新しくするとか、そういうことは考えておられないんでしょうか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 洋式便器に変更する際には、従来の和式便器、2つのブース分を使って少し広いスペースが要るということで、洋式便器にしたときに和式が1つ減っているという状況です。ですから、今後増やしていくということも学校の便器の数によっては学校の要望を聞いてもう一基ずつ増やすことも考えたいとは思えます。

それとあと、トイレブース等については、ここ10年ぐらいでも各小学校、耐震改修にあわせて改修したところもございます。

あと、今トイレの入り口のお話がありましたけれども、これは各小学校とも入り口にドア等はしておりません。今後、改めて設置するについては、ちょっと構造上の問題等もあります。開口部が大きいとか、いろいろ問題はございますけれども、それも学校の要望をお聞きしながら対応できる範囲で対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ぜひ、増やしていただきたいと思います。

あと、司書ですね。濟いませぬ、私が司書教諭と書いていたんですが、学校司書を採用予定ということで、これは本当に歓迎したいと思います。苗羽小学校がパソコンがなくなった関係で図書室が広くなって、すごく図書館らしくなっておりました。やっぱり、子供たちの勉強とか図書というのはすごい大事だと思うんですね。やっぱり、そこに先生がいるかいなというの、大きく影響してくると思います。ぜひ、採用予定ということで、これは歓迎してさらに増やしていただきたいし、学校司書ということでお願いをしたいと思います。

全体に地域医療、病院、教育、交通、芸術祭ということで、町長が来年度予算の取り組みを答えられました。ぜひ、今各地域で行政懇談会もやられております。そこでの出た町民の声とかをぜひ聞いていただいて、それに基づいた優先順位で予算編成に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお祈りします。終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は2時15分。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

日程第4及び日程第5の決算特別委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。決算特別委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第4及び日程第5の決算特別委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。決算特別委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第4 議案第52号に対する決算特別委員会審査報告について

日程第5 議案第53号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（森口久士君） それでは、日程第4、議案第52号及び日程第5、議案第53号に対する決算特別委員会審査報告を議題とします。

決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○決算特別委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。決算特別委員会委員長谷康男。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月15日付託された平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定及び平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定について慎重に審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1、委員会開催年月日。平成27年10月27日、10月28日、10月29日。

2、審査の経過。理事者の出席を求め、平成26年度小豆島町歳入歳出決算全般及び平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算について、決算書、主要施策の成果に關す

る説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3、件名及び審査の結果。議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

議案第53号平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定した。

総括意見、なし。

個別意見。

企画財政課。

地域おこし協力隊員の活動内容と成果を住民に周知されたい。

学校教育課。

スクールバスの送迎について、運行安全管理体制を徹底されたい。

社会教育課。

芸術家事業、三都半島アートプロジェクトの作品を地域に残すためにも、今後の計画の中でアーティストとの契約を明確にされたい。また、事業の成果を検証し、運営の精査をされたい。

オリーブ課。

現在進めているオリーブ10万本計画を達成するために、農林水産課と連携を図り、農地を精査し、休耕農地の情報を公開されたい。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第52号及び議案第53号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

それでは、日程第4、議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定についてに対する討論及び採決を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

26年度の決算については、中学校までの通院費の無料化や重度心身障害者の医療費自己負担低減など、町民の求める施策も行われましたが、4月からの消費税率8%の増税がされ、生活必需品の値上げや年金の引き下げ、生活保護費の削減などで町民の暮らしが圧迫される中、町の施設の使用料などにも消費税増税分が転嫁をされており、町民への負担が増えたことは認められません。

また、病院再編や同和事業費等、町民の理解を得られない多額の支出がされていることも問題です。特に、同和問題に偏った啓発活動などへの支出は逆差別を助長するものであり、不公平な同和对策事業は速やかに終結させ、人権全般に関する一般施策に移行させるべきです。

また、国民健康保険特別会計では、国保加入の自営業者、非正規労働者の所得は低下しており、保険料負担は家計に重くのしかかっています。国庫負担を増やすことを国に求めること、そして保険税の引き下げをすべきだと考えます。

後期高齢者医療制度は、年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける大きな問題のある制度であり、一日も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換すべきです。以上の点で、反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定について

賛成の立場で討論いたします。

平成26年度決算は、我々議会の議決によって成立した予算に基づき、執行部が創意と工夫により経費節減に努め、小豆島町を元気にするための効果的な事業を行った成果、結果であります。特別委員会においても認定すべきとの審査結果が出されておりますし、監査委員による決算審査においても各会計とも係数は正確であり、予算執行状況も適正であると認められたところであります。

すなわち、予算に基づいて適正な執行が行われたことを認めるところでありますので、私は議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第53号平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定についてに対する討論及び採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

~~~~~

日程第6 議案第70号 小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例について

日程第7 議案第71号 小豆島町農業委員会の委員等の定数条例について

日程第8 議案第72号 小豆島町農業委員会の委員の任命要件について

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議案第70号小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例についてから日程第8、議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件についてまでの3議案は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第70号小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、選挙による農業委員の制度が廃止されたため、本条例を廃止するものでございます。

また、議案第71号は同法律改正に伴い、新たな農業委員等の定数を定める条例を整備し、議案第72号では農業委員の任命要件につきまして議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第70号小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例につきましてご説明をさせていただきます。

上程議案集の1ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長からご説明申し上げましたとおり、今回法改正によりまして、従来の選挙による農業委員の制度が廃止されました。今後は、農業委員は市町村長が議会の同意をいただき、任命するということになったため廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単でございますけれども、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 質疑を受ける前に、私から訂正をさせていただきます。

先ほど、日程第6、議案第70号小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例についての内容説明という言葉は言っておりませんでしたので、訂正します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 選挙ではなく、任命によって農業委員を選ぶことになるということですが、これまでの耕作農民を主人公にした農地の利用管理が廃止されて、行政の下請機関になるということにはならないのでしょうか。地域の農業者の声を十分に聞くということの保障はされるのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） この任命に当たりまして、また法令、政令等で例えば農業委員さんの中に認定農業者、要するに専業で主たる農業をやられとる方を過半数以上任命しなければならない等々、農業行政に対してより積極的な推進が図れるような法改正となってるように考えております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 済いません。何か委員会付託になつとるようですから、ちょっとあれですけど、委員会付託になってないですか。そしたら質問します。

農業委員の定数が14名で、最適化推進委員の定数が9名、これはこの……。

○議長（森口久士君） 松下委員、それは次の。

（4番松下智君「ごめんなさい、失礼しました。取り消してください」と呼ぶ）

今の発言は取り消しておきます。

（4番松下智君「はい」と呼ぶ）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号小豆島町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

次、日程第7、議案第71号小豆島町農業委員会の委員等の定数条例についての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第71号でございます。小豆島町農業委員会の委員等の定数条例につきましてご説明をさせていただきます。

議案集の2ページになります。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおりでございまして、農業委員会等に関する法律改正、この27年9月4日に公布、それから28年4月1日施行ということになってございます。

この法改正につきまして、農業委員会の委員の任命方法が改められるとともに、担い手への農地を集積、集めるということ、それから耕作放棄地の発生防止や解消をより推進するために農地利用最適化推進委員というものが新設されることとなりました。この法改正に伴いまして、農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたため、本条例を制定させていただいたものでございます。

まず、第1条につきましては趣旨規定でございまして、農業委員会等に関する法律第8条第2項の条文が農業委員さん、それから同法第18条第2項が推進委員さんを指してございます。それぞれ定数を政令の定める基準に従い定めるというものでございます。

第2条は、農業委員の定数を14名とするものでございます。

それから、第3条が農地利用最適化推進委員の定数を9人とするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

この定数の根拠につきましては、農業委員会等に関する法律施行令で、農業委員の定数は当該農業委員会の区域内の農地面積、こちらが基準となつてございまして、本町の場合、農地面積が約901ヘクタールでございます。この政令で定められとる基準につきましては、農地面積が1,300ヘクタール以下の場合には14人とすると基準にされてございまして、それに該当するものでございます。

また、推進委員さんの定数につきましては、同じく区域内の農地面積を100で割りまして得た数字以下と、以上計算いたしますと、9人となるものでございます。以上、簡単でございますけど、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号小豆島町農業委員会の委員等の定数条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案第71号の審査報告は、あす12月17日の本会議をお願いいたします。

次、日程第8、議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件についての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件につきましてご説明をさせていただきます。

議案集の4ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほどの町長から申し上げたとおりでございまして、農業委員会等に関する法律が改正されました。農業委員会の委員の任命方法や定数が改められたものでございます。

その任命に当たりまして、その法律、同法第8条第5項で認定農業者である個人、または農業生産法人になるんですけれども、が農業委員の過半数を占めなければならないと規定されてございます。以下、ただし書きに認定農業者が少ない場合など政令で定めた場合であれば例外を適用できるというふうな規定になってございます。つまり、認定農業者が少ない市町村では、過半数を占めるという要件が厳しいということで、例外を認めますよというものでございます。

農業委員会等に関する法律施行規則の第2条で、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合、こちら規定されてございます。その内容につきましては、当該農業

委員会の区域内の認定農業者の数が農業委員の定数に8を掛けて得た数字を下回る場合、本町の場合ですと、今ご提案させていただいております委員の定数が14名ですので、8倍しますと112名、認定農業者がいるかということになるんですけど、本町の場合、認定農業者が31、個人、法人含めまして31経営体ですので、この下回る場合に該当しますので、このため今回任命に当たりましては、その施行規則の第2条を適用して、認定農業者であった者など認定農業者に準じる農業者の方々を含んで過半数としたいということでございます。これを適用する際に、議会のご同意をいただくという形になってございますので、ご提案させていただいたものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それから、議題のほうの議案題名のところで、委員のなっておりますけど、委員等ということでもちょっと加筆のほうをお願いできたらと思います。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号小豆島町農業委員会の委員の任命要件については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案第72号の審査報告は、あす12月17日の本会議をお願いいたします。

~~~~~

日程第 9 議案第73号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について

日程第10 議案第74号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

日程第11 議案第75号 小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について

○議長（森口久士君） 日程第9、議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてから日程第11、議案第75号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例についてまでの3議案は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

高松市と小豆島町で新たに連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成するに当たり、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、連携協約を締結することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第74号、第75号につきましては、同連携協約の締結に伴い、高松市と小豆島町の間で締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止し、関係条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第9、議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてご説明申し上げます。

上程議案集のほう、6ページをお開き願います。

まず初めに、連携中枢都市についてご説明をさせていただきます。

これは、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持するための拠点を形成することを目的といたしまして、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が連携協約を締結することによりまして形成される圏域でございます。

この連携中枢都市圏には、地域経済を持続可能なものとするための圏域全体の経済成長の牽引、それから高度医療の提供や研究開発などの高次都市機能の集積・強化、それから地域医療や公共交通などの生活関連機能サービスの向上、この3つが求められているところでございます。

これを踏まえまして、昨年8月25日には、国においては地方中枢拠点都市圏構想推進要綱が策定をされまして、本年1月28日に連携中枢都市圏構想推進要綱と名称改正されたところでございます。

連携中枢都市としての条件は、まず1点目として、地方圏の指定都市、新中核市、人口20万人以上の中核市でございます。

それと、2つ目として、昼夜間人口比率1以上が要件とされておりまして、この要件を満たす連携中枢都市は全国で61都市が該当しておるところでございます。香川県では高松市が人口42万ぐらいですので、これに該当しておるところでございます。

これを受けまして、高松市のほうから、瀬戸・高松広域定住自立圏において協定を締結しております小豆島町、土庄町、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、綾川町の2市5町に対しまして、現在協定を締結しております定住自立圏からの発展的移行として、連携中枢都市圏の形成に関するご提案があったところでございます。

連携中枢都市圏の役割であります地域経済の牽引、それから高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上については、現在の定住自立圏の役割であります生活基盤の確保に向けた取り組みであるとか、産業振興、移住交流など圏域の活性化に向けた取り組みを包括するものであること、またその取り組みに対しまして、中心市に対しては経済成長の牽引及び高次都市機能の集積・強化の取り組みに対する財政措置として、普通交付税で圏域人口75万の場合、約2億円と、生活関連機能サービスの向上の取り組みに対する財政措置として、特別交付税で1市当たり年間1億2千万円が措置されるとともに、連携する市町村、小豆島町のような市町村になります。に対しましては1市町村当たり年間1,500万円を上限に特別交付税のルール分で財政措置がありますことから、ほかの2市4町とともに連携中枢都市圏の形成について受託をしたところでございます。

今後、連携していく事業内容、詳細については別紙の協約案に記載されております取り組み内容について、これまでの定住自立圏と同様に高松市と小豆島町の事務局担当者レベルで協議を行いまして、個々の事業を実施していくこととなります。

平成21年12月に定住自立圏の協定議決を賜りました。その協定と今回議案第73号の広域連携中枢都市圏とは内容に大きな差異はございませんが、73号の別紙の連携協約の内容について、簡単にここでご説明をさせていただいたと思います。

7ページのほうをご覧いただきたいと思います。

議案第73号、別紙の瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約をお開きいただいていると思います。連携協約書の冒頭に、高松市を甲とし、小豆島町を乙としておりますが、以下、必要に応じてそれぞれの名称に読みかえて説明をさせていただきます。

まず、第1条は本協定の目的規定でございます。読み上げさせていただきます。

この連携協約は、連携中枢都市として宣言を行った甲と、その宣言に賛同した乙とが、小豆島町になりますが、人口減少、少子・超高齢社会においても経済を牽引、活性化し、圏域全体の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的として、必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条では、第1条に規定する目的を達成するため、相互に役割を分担して連携を図るとの基本方針を定めておるところでございます。

第3条のほうは、連携する具体的な事項でございまして、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの視点に大別されております。さらに、その視点ごとに政策分野及び施策に分類をして、それぞれの施策における取り組みの内容、高松市の役割、本町の役割を規定しております。

なお、個々の事業の内容につきましては、定住自立圏のほうとほぼ同様の内容となっておりますので、ここでは各項目の主な事業をご紹介します。

1つ目の圏域全体の経済成長の牽引のほうでは、産業面では中小企業の各種研修会等の連携、それから戦略的な観光施策については国内外の観光客の誘客、また観光資源の豊富な小豆島町にとりまして、第3種旅行業を取得する高松コンベンション・ビューローが企画をいたします小豆島ツアーへの協力などを事業として実施をしてまいりたいと考えております。

8ページをお願いします。

次に、2つ目の視点、高次の都市機能の集積・強化については、医療職員の交流やICカードを活用した公共交通の利用促進などを掲げておるところでございまして。

10ページのほうをお願いいたします。

3つ目の視点、圏域全体の生活関連機能サービスの向上におきましては、地域医療の分野では救急艇の活用、それから介護分野では認知症や地域ケアについての連携を、教育の分野ではこれまでもございました文化芸術鑑賞の機会の提供として、町内の小学校6年生が劇団四季の観劇に行っておりますが、そういった取り組み、また地域密着型トップスポーツチームとのさまざまな交流機会の提供、それから環境分野では環境学習の推進や小型家電のリサイクル事業の推進、その他、災害対応などについて連携して事業を行うこととしておりまして、第3条の連携する具体的な事項に掲げております3つの視点、10の政策分野におきまして、定住自立圏で連携しております約30の事業から、今回49の事業に拡充をして連携を行うこととしております。

続いて、14ページをお願いいたします。

第4条では、費用負担が生じた場合は、甲乙が協議をして別に定めることとしております。その受益の程度を勘案して、それぞれが負担することとなっております。

次に、第5条では、連絡調整を行うための協議について定めておりまして、第6条のほうでは連携協約の失効については、議会の議決を経て相手方に本協約の廃止を求める旨を通告することを規定しておりまして、第4項ではただし書きとして、一方の市長から議会の議決を経て協約の廃止を求める旨の通告があった場合は、その通告があった日から起算して2年を経過した日に効力を失うとしておるところでございまして。これ、言いかえますと、どちらかが協約廃止の意思を相手側に伝えてから、なお2年間は協約の効力が継続するということとなります。

最後に、第7条になりますが、本協定に定めのない事項の処理に関して疑義が生じたときを含め、甲乙両方で協議をして決定することといたしております。以上で議案第73号の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 今の説明の中で、救急艇の活用という文言が出てきたと思うんですけども、それは具体的な話としてあるわけですか。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 現在やっております救急艇がこの事業に当たります。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今の救急艇の運用とか、劇団四季の観劇とか、これまでの定住自立圏の協定で行われていた取り組みですけれども、これはそういう協約を高松市と小豆島町が結ばないと、そういうことは実際にはできないものなんでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

こういう協約を結ばなければ、そういった事業ができないかというご質問かと思いますが、私説明の中で、特別交付税のルール分で1,500万円の措置があるというようなことをご説明させていただいたと思います。そういった国からの財源を活用して、単独で劇団四季なんか呼ぶことは到底できませんので、そういった部分で、現在であれば定住自立圏、こういった事業の中でそういった芸術文化に地元の子供たちが触れるような機会をつくると。ですから、こういった協約がなければ、そういった大きな取り組みはできないと思います。

○議長（森口久士君） よろしいですか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 濟いませぬ、最後ですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、救急艇の活用、今夜間はやってますか。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） やっております。

（4番松下智君「ああ、そうですか」と呼ぶ）

○議長（森口久士君） ほかに。町長。

○町長（塩田幸雄君） この国が制度で定めた広域連携中枢都市圏構想については、私は悪いことではなくて、とてもいい制度だと思いますけれども、先ほどの質問があったように、この制度がなければ劇団四季の演劇が高松市と小豆島町が協力してできないだとか、救急艇の運航ができないとか、そういうものではないですね。なくてもできるんですけども、こういう国が制度をつくったのは交付税の特別の支援もあるので、積極的に活用するほうがより両市町にとってベターだということだと、私はそのように理解してます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今の町長の答弁で、そういう協力を結ばなくても具体的な運用はできるということなんですけど、今は財源措置で利用価値があるということなんですけど、将来そういう財源が縮小とか、行政サービスの低下とか、高松市に集中してしまうとか、そういうふうな懸念があると思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） これはとても微妙な話なんですけど、私自身は定住自立圏も今回の広域連携中枢都市圏構想も悪い制度ではないんですけども、国が基本的に考えてるのは中核都市に集中して新たな地方自治体の再編成というのが念頭にありますので、私自身は小豆島は小豆島の独自性を生かした方向で進むべきだというのが基本的私の姿勢でありますので、将来とも小豆島は小豆島の独自性、主体性を生かした地方自治を目指したいと考えておりますので、仮に高松市にそういう集中するような提案があった場合は、私が町長である限り拒否をいたします。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、この議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、反対の立場で討論を行います。

この新たな広域連携は、集約とネットワーク化の考えに基づき、公共施設の統廃合などによって行政サービスの低下や新たな自治体再編につながりかねない危険を含んでいると思います。

当面は、一定の財源措置による住民サービス改善に活用し得る面もありますが、将来的な財源縮小や行政サービス低下など、地方自治の後退が懸念をされます。先ほど答弁にもありましたように、この協約がなくても利用運用ができるということであれば、そういう形で行えばいいのではないかと思います。以上のことから、反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

本町及び小豆島においては、島外への人口流出や少子化等による過疎化や高齢化の進展により、マンパワー等が低下の一途をたどっております。こうした状況の中で、行政の枠を超えた圏域を形成して、各地域が有しているすぐれた地域資源を相互に利用し、有効に活用することは地域の魅力を相乗的に高め、地域全体の振興につながるものと考えます。

このように、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に参加し、相互に連携して各種事業に取り組むことは、今後の本町の振興発展を図る上、より大きな効果が期待できることから、原案どおり本協約を締結することについて賛成いたします。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第73号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結については原案どおり可決されました。

次、日程第10、議案第74号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についての内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 上程議案集の15ページ、議案第74号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてご説明を申し上げます。

提案理由にもございますように、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づきまして、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成することに伴いまして、高松市と小豆島町との間で締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

施行日につきましては、28年3月31日をもって廃止をするということをお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止については原案どおり可決されました。

次、日程第11、議案第75号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例についての内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第75号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例につきまして説明をさせていただきます。

提案理由のほうにもございますように、地方自治法第96条第2項の規定によりまして定めておりました小豆島町定住自立圏協定の議決に関する条例について、国の要綱が定められましたことから、議案第75号によりまして、平成28年4月1日をもって廃止をしようとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これから採決します。
議案第75号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第76号 小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第76号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第76号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例において特定個人情報の取り扱いについて必要な措置を整備する改正でございます。

詳細につきましては、参事から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 参事。

○参事（大川昭彦君） それでは、上程議案集の17ページ、小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、社会保障・税番号法の第31条において、地方公共団体は保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることとなっておりますことから、条例について必要な整備を行うというものでございます。

具体的には、個人番号はそれ以外の個人情報と比較いたしまして、強力な個人識別機能を持っていることから、個人番号を含む個人情報を特定個人情報として区分し、普通の個人情報よりも厳格な保護措置を講じようとするものでございます。

以下、改正箇所について簡単にご説明申し上げます。

まず、上程議案集18ページ、第2条、定義でございますが、ここで特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルの定義につきまして、番号法と同様の定義を行っております。なお、特定個人情報とは個人番号、いわゆるマイナンバーを含む個人情報のことでございます。

続きまして、19ページから20ページ、第7条関係でございますが、これはいわゆる目的外利用に関する規定でございます。従来の目的外利用を可能とする規定から、特定個人情報を除外し、新たに特定個人情報の目的外利用ができる場合を規定したものでございます。

具体的には、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合で、本人の同意もしくは本人の同意が困難な場合を除き、目的外使用ができない、これ逆に言いますと、これに限定をしているということでありまして、かなり厳しい規定となっております。

次に、上程議案集21ページでございます。

第13条の2、特定個人情報保護評価についてでございます。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報の漏えい、その他のリスクを分析し、リスクを軽減するために適切な措置を

講じることを宣言するものでございます。なお、対象人数が1,000人以下の事務や紙のみのファイル、人事、給与関係の事務には義務づけられておりません。

次にその下、第14条関係でございますが、特定個人情報開示請求につきまして、これまで本人または法定代理人のみだったものを本人の委任による代理人請求を認める規定の追加でございます。これは、番号法で新たに規定されたもので、国民全員にかかわってくるという特定個人情報の重要性に鑑み、例えば認知症の方や本人みずから開示請求が困難な方についても請求ができるようにしたものでございます。これは、請求権の範囲を拡大ということになりますので、もちろん運用面では本人の意思やみずから請求することができない、困難なことなどの確認を求めると考えているところでございます。

次に、23ページ、第35条関係でございます。

訂正決定がされた特定個人情報につきましては、遅滞なく法務大臣及び情報照会者、または情報提供者に通知する旨の規定でございます。

また、その下の第36条第2項につきましては、特定個人情報の利用停止等の請求の事由の拡大についてでございます。

また、第3項につきましては、利用停止等の請求におきましても、開示請求と同じく本人の委任による代理人請求を認める規定でございます。

最後に25ページ、附則でございますが、施行の日を平成28年1月1日とするというものでございます。以上、簡単ですが、ご説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第76号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

マイナンバー法は、1月利用開始をうたっているのに、番号を通知するカードの郵送が大幅に遅れたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、不信は募るばかりです。情報漏えいや国による住民監視の強化など、制度の仕組み自体についての懸念も拭えません。一人一人の生活状況を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を一律に送りつける政府の乱暴なやり方が問われます。住民全員へ番号通知が終わるめどもないのに、安倍政権は1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人番号カードを1,000万人に交付する計画です。身分証明以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報が漏れるリスクが極めて高いカードです。申請は任意で強制ではありません。そんなカードの危険性にはほとんど触れず、普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は国民のプライバシーを危うくするものです。マイナンバー差しとめ裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしたからも、国民の不安は広がるばかりです。1月実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止へ向け見直すことが必要だと考えます。以上のことから、マイナンバー法の施行に伴うこの改正には反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第76号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

今回の個人情報保護条例の一部改正は、いわゆるマイナンバー法、番号法の施行に伴い、必要な措置を行おうとするものです。

個人番号は、それ以外の個人情報と比較して強力な個人識別機能を持っていることから、個人番号を含む個人情報を特定個人情報として区分し、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずるとともに、開示や利用停止の請求については条件を広げて適切な運用を行おうとするものであり、住民にとって必要不可欠な条例改正であると考えますので、本

案について賛成いたします。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第76号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第77号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について

日程第14 議案第78号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について

日程第15 議案第79号 小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について

日程第16 議案第80号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について

日程第17 議案第81号 小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第77号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてから日程第17、議案第81号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についてまでの5議案は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第77号から議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年3月31日をもって、指定期間が満了となる公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第13、議案第77号小豆島産業会館の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 議案第77号につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の26ページをお願いいたします。

町長の提案理由にありまして、公の施設の指定管理者の指定期間が来年の3月末日となっておりますので、その後の指定管理者の指定につきまして、議会の議決をいただくものでございます。

私のほうからは、小豆島産業会館の指定管理者について説明をさせていただきます。

小豆島産業会館は、財団法人小豆島産業科学研究所の所有地に食品製造業の雇用管理を近代化を図るために勤労者に対する共同福祉施策といたしまして、当時の雇用促進事業団が整備をし、昭和58年8月に供用が開始された施設で、平成15年3月には旧内海町が譲渡を受けたものでございます。

内海町が譲渡を受けた後も、従来どおり底地の権利者である産業科学研究所、小豆島調理食品工業協同組合、小豆島醤油協同組合、NPO法人小豆島オリーブ協議会などが事務所や会議の場として利用してきた施設でございます。

平成18年の合併より、小豆島町に承継された後も小豆島町の食品産業の発展に寄与する施設として、引き続き産業科学研究所の指定管理者に指定することによって、今日に至っておるところでございます。

指定管理者の指定につきましては、それぞれの公の施設の設置条例に関連して、指定管理者選定審議会の組織及び運営等に関する規定を設けまして、そのたびに審議会を設置し、町長の諮問に答申をいただくことといたしております。今回も、11月9日に開催された指定管理選定審議会で、本件につきましても審査をいただいたものでございます。

その審査によりまして、本施設につきましては、引き続き財団法人小豆島産業科学研究所に指定管理をお願いする考えでおります。

なお、指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号小豆島産業会館の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第14、議案第78号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 議案第78号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集の28ページをお願いいたします。

先ほど、町長のほうからもご説明しましたとおり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

小豆島ふるさと村につきましては、平成23年度から5年間の指定期間が今年度末、28年3月31日で満了となりますことから、小豆島ふるさと村条例第3条第2項及び第3項の規定により、一般財団法人小豆島ふるさと村公社を指定管理者の指定し、小豆島ふるさと村の管理及び運営を行わせようとするものでございます。

さきの小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会を11月9日に開催いたしまして、公の施設の指定管理者について妥当であるとの意見をいただいたところでございます。

なお、これまでの施設と同様に一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募とし、現在の一般財団法人に引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、1、公の施設の名称として小豆島ふるさと村。

2、指定管理者として一般財団法人小豆島ふるさと村公社、住所、小豆郡小豆島町室生2084番地の1。

3、指定の期間として、平成28年4月1日から平成33年3月31日とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第15、議案第79号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（清水一彦君） 議案第79号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集の30ページをお願いいたします。

先ほども説明がありましたが、公の施設につきましては、指定管理者を指定することについては地方自治法第244条の2第3項で、条例の定めるところにより、施設の管理を行わせることができるとあり、また第6項の規定により、議会の議決を得なければならないとされております。

今回、平成23年度からの指定期間の5年が今年度末で満了となりますことから、小豆島オリーブ公園条例第3条第2項及び第3項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

さきの11月9日に開催されました小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者の指定につきましては、小豆島オリーブ公園の指定に関し、承認をいただいたところでございます。

なお、これまでの経緯や職員の雇用、開園当初からの施設の管理運営を委託され、また実績や経験、施設全体を一体的に管理運営する必要がありますことなどから、非公募とし、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

また、香川県のオリーブ公園部分につきましても、香川県議会において、これまで同様に非公募で同財団を指定することで承認を得ております。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして、小豆島オリーブ公園、指定管理者として一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1、指定の期間としまして、平成28年4月1日から平成33年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第16、議案第80号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（清水一彦君） 議案第80号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてでございます。

上程議案集32ページをお願いいたします。

これにつきましても、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。

サン・オリーブにつきましては、平成14年6月7日にオープンいたしておりますが、小豆島オリーブ公園と同様に平成23年度からの指定期間の5年が今年度末で満了となりますことから、小豆島町健康生きがい中核施設条例第3条第2項及び第3項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

さきの指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者の指定について、サン・オリーブの指定に関し、承認をいただいたところでございます。

なお、小豆島オリーブ公園と同様に、施設全体を一体的に管理運営する必要がありますことから、これにつきましても非公募として、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして、小豆島町健康生きがい中核施設（サン・オリーブ）、指定管理者として一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所は同じく西村甲1941番地1、指定の期間として、平成28年4月1日から平成33年3月31日とするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第17、議案第81号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についての内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（清水一彦君） 議案第81号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についてでございます。

上程議案集34ページをお願いいたします。

小豆島オートビレッジYOSHIDAにつきましては、平成11年4月1日にオープンいたしておりますが、小豆島オリーブ公園と同様に指定期間の5年が今年度末で満了となりますことから、小豆島オートビレッジYOSHIDA条例第3条第2項及び第3項の規定により、一般財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者に指定し、小豆島オートビレッジYOSHIDAの管理運営を行わせようとするものでございます。

これにつきましても、指定管理者選定審議会におきまして承認をいただいたところでございます。

なお、これまでと同様に一体的に管理運営を行う必要がありますことから、これにつきましても非公募とし、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者にしようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして、小豆島オートビレッジYOSHIDA、指定管理者として一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所は西村甲1941番地1、指定の期間が平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号小豆島オートビレッジ YOSHIDAの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は15時35分。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時35分

○議長（森口久士君） 再開します。

発言の訂正の申し出がありましたので、農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 申しわけございません。議案集の4ページでございます。

議題のほう、小豆島町農業委員会の委員等の任命というふうに申し上げましたが、ちょっと前議案と混同しておりまして、間違いでございまして、議案集にありますとおり、小豆島町農業委員会の委員の任命要件に戻していただけたらと思います。申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

再開いたします。休憩前に引き続きまして会議を開きます。

~~~~~

日程第18 議案第82号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第18、議案第82号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第82号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるための辺地総合整備計画の変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第82号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集のほうは36ページのほうをお願いいたします。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますけれども、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19の辺地に区分をしております、平成25年2月議会で19辺地のうち8辺地について計画の議決を賜っておるところでございます。

このたび、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、蒲生辺地におきまして、計画変更の必要が生じたものでございます。議案集の39ページのほうをお願いいたします。

ページ中段に公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、蒲生辺地におきましては、平成25年2月議会で同計画のご議決をいただきまして、その後平成27年2月議会で第1次の変更手続を行ったところでございますけれども、このたび消防水利施設整備事業を新たに追加をしようとするものでございます。

これにつきましては、入部地区の国道436号線の拡幅工事によりまして、防火水槽が撤去となりますことから、新たに防火水槽を整備をし、地域内の水利を確保いたしますとともに、消防施設の適切な整備を推進することで、消火体制の充実を図ろうとするものでございまして、施設整備事業として事業費1,200万9千円のうち、辺地対策事業債として480万円を充当しようとするものでございます。

なお、本議案は交付税措置として、元利償還金の80%が基準財政需要額に算入される有

利な辺地債の適用を受けることが主目的の計画変更でございます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第83号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

日程第20 議案第84号 平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第85号 平成27年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第19、議案第83号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）から日程第21、議案第85号平成27年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）までの3議案は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第83号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は2億8,556万5千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費21万5千円、総務費1億76万6千円、民生費4,300万2千円、衛生費1億1,425万円、農林水産業費473万3千円、商工費146万4千円、土木費907万7千円、教育費1,205万8千円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明します。

なお、議案第84号小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）につきましても、順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第19、議案第83号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第83号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の40ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,556万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億9,406万円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加及び変更でございます。

議案集の43ページをお願いいたします。

上段の追加につきましては、先ほど議案第82号でご可決いただきましたとおり、辺地総合整備計画を変更いたしまして、国道436号の拡幅工事に伴います入部地区防火水槽整備事業に対して、辺地対策事業債を活用しようとするものでございます。

下段の変更のうち、坂手港駐車場等整備事業は、坂手港周辺の用地購入に伴います用地費及び補償費の財源として、過疎対策事業債、県営道路改良整備事業負担金につきまして

は、県が実施する国道、県道の改良整備事業費に対する町負担金の財源として、合併特例事業債の借入れを予定しておりますが、それぞれ事業費の精算見込みに合わせて増額計上させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項2目土木費分担金の96万円でございます。こちらは、草壁の松山地区急傾斜地崩壊防止対策事業の事業費増に伴う受益者負担金の増額計上でございます。負担率は30%でございます。

次に、14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金5,604万5千円でございます。備考欄1の離島活性化交付金604万5千円につきましては、瀬戸内国際芸術祭を初めとする文化アートの取り組みに対して、離島活性化交付金を受け入れるもの、備考欄2については、いわゆる地方創生先行型交付金、上乘せ分のタイプワンと言われるものでございます。1市町当たり最高5千万円が交付されることになっておりますが、県下では高松市と小豆島町の1市1町が満額交付を受けることとなったものでございます。

同じく3目2節環境衛生費補助金の400万円でございます。こちらは、本年7月から始めております老朽危険空き家等除却支援事業について、予想を上回る申請がございましたので、その財源となる社会資本整備総合交付金を増額計上するものでございます。補助率は、国5分の2となっております。

同じく3項2目1節社会福祉費委託金30万2千円につきましては、制度改正に伴います国民年金電算システム改修費が100%交付されるものでございます。

次に、15款県支出金、1項1目1節社会福祉負担金の14万9千円でございます。こちらは、香川県が生活支援として一部対象者に商品券を配付する事業の実施に当たりまして、市町側で発生する事務経費が交付されるものでございます。

同じく2項2目2節児童福祉費補助金38万3千円ですが、これはひとり親家庭等医療費の支給額が増加見込みとなったため、増加額に対する2分の1の県補助金を受け入れるものでございます。

同じく3目2節環境衛生費補助金200万円でございます。こちらは、国庫補助金のところでもご説明したとおり、老朽危険空き家等除却支援事業の申請件数の増加による県補助金の受け入れでございます。補助率は5分の1でございます。

同じく4目1節農業費補助金59万9千円でございます。こちらは、鳥獣捕獲防護柵、狩猟免許の取得等に対する助成金でございまして、実績見込みに応じて増額計上するものでございます。

同じく5目3節河川費補助金160万円につきましては、分担金及び負担金のところでもご説明いたしましたとおり、草壁の松山地区急傾斜地崩壊防止対策事業の事業費増により、県補助金が増額交付されるものでございます。

次に、16款財産収入、2項1目1節土地建物等売却収入125万2千円でございます。新病院前の国道436号の右折レーン整備に伴いまして、イマージュセンターの敷地の売却額及び補償額が確定いたしましたので、増額計上するものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金、50万円につきましては、町内の個人から1件、企業から4件、5目1節小学校費寄付金1万5千円につきましては、企業から苗羽小学校音楽部に対する3件の寄付がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

同じく6目1節ふるさと納税寄付金6千万円につきましては、本年10月から地場製品のPRを兼ねました返戻金の見直しに加えまして、インターネット申し込みやクレジットカード決済の導入によりまして、寄付者の利便性向上を図るなど、ふるさと納税の抜本的な見直しを行ったことから、ふるさと納税寄付金が大幅に増加しておりますため、補正計上

するものでございます。

18款繰入金、1項14目1節内海病院事業基金繰入金49万4千円につきましては、病院事業会計負担金の財源として繰り入れるもので、今回の繰り入れをもって基金残高は0となり、年度末には基金を廃止する予定でございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1億4,696万6千円につきましては、今回の補正に必要な一般財源の確保をここで対応したものでございます。

収入の最後になりますが、21款町債の補正につきましては、第2表地方債補正でご説明したとおり、それぞれ増額計上するものでございます。以上、歳入の補正額合計は2億8,556万5千円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

今回の歳出につきましては、例年どおりでございますけれども、当初予算措置後の人事異動や給与改定等に伴います人件費の補正をお願いしておりますのでございます。

つきましては、特段の理由があるものを除き、人件費の補正につきましては説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

まず、1款議会費、1項1目議会費と2款総務費、1項1目一般管理費は人件費の補正でございます。

すぐ下の財産管理費210万円につきましては、坂手地区の小規模多機能建設予定地に隣接いたします土地建物を個人の方からご寄付いただきましたことから、敷地の有効利用を図るため、建物撤去工事を実施するものでございます。

次に、7目企画費8,821万4千円でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税と来年3月20日に開幕の瀬戸内国際芸術祭2016の準備並び開催経費を計上したものでございます。まず、8節報償費の説明欄1につきましては、瀬戸内国際芸術祭の作品制作や駐車場、お接待などについて自治会等にご協力をいただく場合の謝礼、説明欄2については、ふるさと納税寄付金の約4割を返礼品として計上したものでございます。11節需用費ですが、説明欄1の消耗品費につきましては、現場作業用消耗品、誘導表示、案内板、ごみ箱等計で355万円、説明欄2の食糧費については中山地区の竹の切り出し作業に従事するボランティアの弁当代13万円、説明欄3の印刷製本費につきましては、各種チラシやエコ箱表示の印刷費として52万4千円、説明欄4の修繕料につきましては、9月定例会で計上させていただいたものを除く約20カ所の展示場等の修繕料として計1,114万円、説明欄5の賄い材料費につきましては、中山地区の竹の切り出しや作品制作作業に当たって5回程度食品ボランティアによる炊き出しを予定しておりますので、その材料費として7万5千円をそれぞれ計上させていただいております。12節役務費ですが、説明欄1の通信運搬費につきましては、年明けから順次整備を進める予定のWi-Fiの回線工事や通信料、説明欄2の手数料につきましては、Wi-Fiの無線設備の設置手数料やふるさと納税のクレジットカード決済手数料、また展示場のシロアリ防除を計上しております。説明欄の火災保険料につきましては、展示場の火災保険料でございます。なお、Wi-Fiにつきましては、既設の10カ所に加え、新たに9カ所の設置を予定しておりますのでございます。13節委託料ですが、説明欄1の交通整理等業務委託料につきましては、警備会社への交通整理の委託、説明欄2のアート管理スタッフ派遣業務委託料につきましては、人材派遣業者等への作品受け付け等の委託、説明欄3の廃棄物収集業務委託料につきましては、廃棄物収集事業者へのごみ収集の委託、説明欄4の臨時バス運行業務委託料につきましては、三都線及び田浦線の増便バスの運行委託、説明欄5の建物構造耐力調査業務委託料につきましては、展示会場の補強等に係る構造調査の委託をそれぞれ計上したものでございます。14節使用料及び賃借料ですが、こちらは説明欄1の自動車借り上げ料については、オープニングイベントでのマイクロバス、展示場周辺整備等に係るダンプや重機の借り上げ料、説明欄2につきましては、作品展示施設等借り上げ料を計上したものでございます。15節工事請負費ですが、説明欄1は草壁地区の宝食品駐車場の整地工事、説明欄2は坂手地区の美井戸

社内の町道側石積み補修工事を予定しておるところでございます。18節備品購入費ですが、こちらは公共交通を補完するための電動自転車10台、展示場の美観を保つためごみ箱10基を購入することといたしております。19節負担金補助及び公債金ですが、こちらは安田、苗羽等の接待所の整備等に係る補助金を計上したものでございます。25節積立金につきましては、ふるさと納税として歳入に計上いたしました6千万円から返礼品や決済手数料、寄付者のご意向等により瀬戸内国際芸術祭に充当した額を差し引いた残りの2,977万7千円をふるさとづくり基金に積み立てようとするものでございます。なお、企画費につきましては、財源として地方創生先行型交付金タイプワンの一部2,400万円や離島活性化交付金604万5千円、ふるさと納税寄付金、地方債等の財源が確保できましたことから、一般財源の所要額は200万円の減となっております。

1ページめくっていただきまして、2款1項10目自治振興費の50万円でございます。これは、一般寄付金として受け入れました50万円を寄付者のご意向に沿いまして、小豆島高校陸上部に対して補助するものでございます。

同じく2款2項1目税務総務費については人件費の補正でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の313万1千円でございます。こちらは、マイナンバー制度の関連経費で、13節委託料には市町村間の情報連携を図るためのネットワーク環境設定業務委託料、18節備品購入費には成り済まし防止のための顔認証システム運用機器及び市町村間の情報連携ネットワーク運用機器の購入費を計上したものでございます。

次の2款4項1目選挙管理委員会費から3款1項1目社会福祉総務費の3節までは人件費の補正でございます。その下の11節需用費1万円及び13節委託料13万9千円につきましては、香川県が実施する生活支援事業の申請様式の印刷費と様式変更委託料であり、財源は100%県費でございます。28節繰出金につきましては、療養給付費の増に伴います国保会計の収支不足を補填するため、繰出金を計上したものでございます。

次に、3款1項2目老人福祉費でございます。2節給料から4節共済費までは人件費の補正でございます。9節旅費から、1ページめくっていただきまして、13節委託料までの合計1,630万円につきましては、沖縄県の宮古島市や慶應義塾大学と連携して実施するICTを活用した介護サービスの産業化を通じたまちづくり事業、非常にややこしい名前でございますが、こちらは人手不足が慢性化しつつある離島におきまして、介護サービスのデータ分析を通じてサービスの向上や介護職員のスキルアップを図り、優秀な人材の受け皿として介護分野を再編することを目指しました先駆的な実証事業でございます。事業経費の大半は13節委託料でございまして、社会福祉法人サンシャイン会への事業委託を予定しておるところでございます。なお、財源は地方創生先行型タイプワンの1,600万円の交付を受けておるところでございます。

同じく4目国民年金費30万3千円でございますが、こちらは国民年金の制度改正に伴う電算システム改修委託料で、財源は国費でございます。

同じく8目臨時福祉給付金事業費157万5千円ですが、こちらは前年度の臨時福祉給付金事業の精算に伴います国庫補助金の返還金でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の194万6千円でございます。20節扶助費につきましては、小・中学生の医療費など町単独で支給しております子供医療費について、11月までの実績により支給額の不足が予想されますことから、増額計上するものでございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の養育医療費の実績精算により、国庫負担金の返還が生じたものでございます。

同じく2目ひとり親家庭等福祉費の76万6千円でございます。こちらにも11月までの実績によりまして、ひとり親家庭等医療費の支給額が不足する予想でありますことから、増額計上するものでございます。

同じく6目子育て世帯臨時特例給付金事業費の88万5千円でございます。これも前年度事業の実績精算により、国庫補助金の返還が生じたものでございます。

4款衛生費、1項3目環境衛生費の57万1千円につきましては人件費の補正でござい

す。

同じく4目環境保全費の932万9千円でございます。まず、18節備品購入費の132万9千円でございます。自治会のご協力等によりまして、空き家実態把握調査が終了いたしまして、現在職員等による追認調査中でございますが、早期に空き家データベースを構築し、その活用を図るため、今回空き家データベース用ソフトウェアの購入費を補正計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金800万円につきましては、本年7月から補助制度を創設しております老朽危険空き家等除却支援事業の申請件数が当初の1.5倍を超える見込みとなりましたことから、補助金を増額計上するものでございます。

同じく4款3項1目病院費の9,300万円でございます。こちらは、内海病院の入院患者数の減などによりまして、病院事業会計の収支不足が予想されるため、追加負担を計上するものでございます。

同じく2目公立病院再編整備事業費の1,135万円でございます。15節工事請負費600万円につきましては、国道の交差点改良工事にあわせて着手しておりますイマージュセンターの外構等改修工事について、諸経費率や労務単価の改定、現場精査等によりまして工事費の増が見込まれるため、増額計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金535万円につきましては、小豆島中央病院企業団で雇用し、来年1月から3月まで内海病院に派遣いただくこととなった外科医1名の人件費を負担するものでございます。

1ページめくっていただきまして、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございます。議案第70号から72号でご説明があったとおり、農業委員会に関する法律が改正されまして、来年4月1日に施行されることになりました。この改正により、推薦公募による候補者が定数を超えた場合には、農業委員会等候補者評価委員会を設置して、関係者の意見聴取を行うとともに、任命過程の公平性、透明性を確保する必要がありますため、1節報酬に委員報酬1万6千円を計上しております。2節給料から2目農業総務費までは人件費の補正でございます。

次に、6目農地費、19節負担金補助及び交付金の36万8千円でございます。説明欄1につきましては、新中山池の可動堰修繕に対する伝法川防災溜池事業組合への負担金で、負担率は小豆島町4分の1、土庄町4分の3でございます。説明欄2につきましては、土地改良区が事業主体で実施する単独県費土地改良事業が箇所変更に伴い事業費増となったため、町補助分35%を計上するものでございます。

同じく15目有害鳥獣対策費、19節負担金補助及び交付金の333万5千円でございます。こちらは、イノシシ、猿の捕獲見込み数や防護柵等の申請件数の大幅増に伴い、助成金を増額計上するものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金の122万9千円でございます。こちらは、小豆島町商工会が平成25年度から10年計画で進めております醬の郷景観整備モデル事業に対する補助金でございます。今年度も馬木地区の県道沿いの民家、商店の3軒が外壁整備等を実施することとなっております。町の補助率は2分の1でございます。

同じく3目観光費、19節負担金補助及び交付金の23万5千円でございます。こちらは、JR四国と岬の分教場保存会がタイアップして、経済産業省の地域資源活用ネットワーク形成事業補助金を受けて進めております小豆島観光のブランド化や来訪滞在コンテンツの作成など地域ストーリー策定事業に加えまして、その実証事業に対して追加内示がありましたので、補助残となる3分の1を補正計上するものでございます。

8款土木費、1項1目土木総務費につきましては人件費の補正でございます。

1ページめくっていただきまして、2項3目道路新設改良費の598万円でございます。まず、15節工事請負費の100万円ですが、こちらは吉田ダム導水管布設に伴う町道諸口線のコンクリート舗装事業に要する工事費300万円につきましては、関係者と協議の結果、小豆広域と水道事業会計と一般会計でそれぞれ3分の1ずつを負担することとしたものでございます。19節負担金補助及び交付金の498万円につきましては、国道、県道の改良事業費の変動

に伴いまして、県への負担額の増額が生じたものでございます。町の負担率は10%でございます。

次に、8款3項1目河川維持費、19節負担金補助及び交付金6万5千円でございます。こちらも県営の瀬戸海岸高潮対策工事の事業費増による負担金の増でございます。町負担率は7%でございます。

2目急傾斜地対策費、15節工事請負費の320万円でございます。これも、草壁の松山地区急傾斜地崩壊防止対策事業について、詳細測量の結果、工事内容に変更が生じ、工事費が増額となったものでございます。

次に、5項住宅費、2目改良住宅管理費、11節需用費の192万円でございます。こちらは、改良住宅の修繕について、今年度前半の実績と今後必要な緊急修繕の見込みを精査した結果、修繕料が不足する見込みとなったため、増額計上させていただくものでございます。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費ですが、こちらは国道436号の改良事業に伴う入部地区防火水槽整備事業に辺地対策事業債を充当したことによる財源更正でございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費につきましては人件費の補正でございます。

2項小学校費、1目7節賃金の84万円でございます。こちらは、池田小学校に通う肢体不自由の児童に対応するため、特別支援員を増員するものでございます。

同じく2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金につきましては、寄付金で受け入れました1万5千円を寄付者の意向に沿って苗羽小学校音楽部を育てる会に補助するものでございます。

ページ下段から次のページにかけましての4項1目子育て共育費14万5千円につきましては、すくすく子育て応援アクションプランの拡充を図るため、内閣府の子ども・子育て会議関係者や高松大学の学生をすくすく子育て応援会議に招聘するための講師謝礼と費用弁償をそれぞれ計上するものでございます。

2目幼稚園費から4目保育所費までは人件費の補正でございます。

5目こども園建設費、13節委託料の44万4千円につきましては、認定こども園建設予定地の2カ所で地質調査を実施したところ、許容耐力度の差異が大きかったことなどから、追加で2カ所の地質調査を実施するものでございます。

5項社会教育費、2目公民館費、15節工事請負費の54万円につきましては、坂手公民館分館、いわゆる遊児老館でございますけれども、その敷地のうち、小規模多機能施設の建設予定地であります海側に突き出た部分のコンクリートブロック塀の老朽化部分を小規模多機能施設の建設前に撤去しようとするものでございます。

8目芸術振興費1,183万1千円につきましては、瀬戸内国際芸術祭2016において、広島市立大学が中心となって三都半島エリアに展開いたします継続作品2点、リニューアル作品1点、新規作品8点、合計11点の作品展開に要する費用でございます。1節報酬には、現場でディレクションを担当する広島市立大学の助教授への学芸員報酬として35万円、9節旅費には作家の費用弁償と職員の打ち合わせ旅費として75万2千円、11節需用費には看板や展示用整備用品などの消耗品、車両の燃料費、展示場や滞在施設の光熱水費、展示場などの小修繕など合わせまして105万4千円、12節役務費にはインターネットの通信費、ごみ処理手数料、傷害保険料など合わせて18万5千円、14節使用料及び賃借料には寝具のリース代、車両のリース代など合わせて41万2千円をそれぞれ計上いたしております。19節負担金補助及び交付金のうち、説明欄1は瀬戸内国際芸術祭の正式作品としてエントリーするに当たりまして、瀬戸内国際芸術祭の作品を監修するアートフロントギャラリーに対してリニューアル作品1点、新規8点の9作品の製作費及び監修費を負担するものでございます。説明欄2は、作品制作支援や作品受け付け、展示場管理等に加えまして、今回はバス路線の終点からさらに南に下った釈迦ヶ鼻園地に作品が展開されることに伴う送迎拠点の運営など、地域住民と協働で三都半島エリアの作品展開を支援する経費として、町や地域住民代表、広島市立大学関係者などで構成する三都半島アートプロジェクト実行委員会に対する補助金を計上したものでございます。なお、秋会期に向けて、さらに1点の大型

作品の制作が予定されておりますが、そちらについては来年度当初予算で計上させていただくこととしております。

以上、歳出予算の補正総額は2億8,556万5千円でございます。以上、簡単ですが議案第83号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 6ページと18ページに草壁の松山地区の急傾斜地のが出てるんですけど、これは僕らもここをしてくれと言わないかんのでしょうか。それとも、町がちゃんと見てくれるのでしょうか、どんなんですか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） ここに上げとる分は、地元のほうから言ってきた単独県費補助事業でやってます急傾斜対策事業の工事でございます。あくまでも住家を守るという工事でございます。

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 今度配られたレッドゾーンとかイエローゾーンとかの関係というのは無関係なんでしょうか、この間配ってくれたやつ。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） イエローゾーン、レッドゾーンという形の部分で、その危険地域、レッドゾーンに指定されてますと、もう家を建てることは不可エリアですので対応できないんですけど、イエローの場合ですと、背後の山が5メートル以上、30度とか採択基準に準じていれば対策してそこに住むことができるということに形になっていきますけれど、あくまでも県費補助の場合ですと、住家が1軒ではだめなんですよ。2戸以上必要という原則もありますもので、その点さえ、採択基準さえあればできると思いますが、レッドゾーンの場合はちょっと不可だと思います。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 10ページの11節の修繕料ですね。20カ所って言われたんですけど、簡単にちょっとどういう内容かを教えていただきたい。

それと、14ページの一番下の外科医1名分の535万円、これは中央病院企業団で雇うと、内海病院に来てからかわるとかじゃなくて、もう最初からそういうことで、土庄町もいくら出すんでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 2点目外科医師の給料についてお答えします。

内海病院のほうで外科医を1月から3カ月間来ていただくようになるんですけども、採用につきましては企業団で採用いたします。企業団の開始が4月からということで、3カ月だけなので、採用は企業団ですと、当面内海病院で勤務をしていただくということで、小豆島町から企業団のほうに530万円余りの給料を支払うという形になります。以上です。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 鍋谷議員の1点目のご質問にお答えいたします。

修繕箇所につきましては、草壁の宝食品倉庫が2棟、それから内海フェリー倉庫が1棟、それから池田港のアプローチや橋、それからJA植松倉庫、醤油会館塩倉庫、石井邸の倉庫が2棟、坂手の海上保安庁の外壁、福武ハウス等でございます。金額の大きいものは、福武ハウスのトイレ改修に200万円、池田港の展示場になります真珠小屋への仮設トイレやスロープの設置で100万円、それから池田港の埋立地の通路整備に150万円、宝食品の修繕、駐車場の整備などに155万円、醤油会館の建物内外の修繕に100万円などとなっております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 福武ハウスのトイレ改修は具体的にはどういうふうなことですか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 福武ハウスは、旧福田小学校でございまして、男子、女

子の子供用トイレと職員用のトイレがございます。その子供用の男女のトイレを一体化して、女子用のトイレ、大人用のトイレに改修いたします。職員用のは男子用トイレとして残すということになっております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 16ページの商工費の中の醬の郷景観整備モデル事業、外壁、民家と商店で3軒というふうなことで、これ毎年やるのか、二、三年前やったかな、去年か一昨年やったと思いますが、前回のときに町が2分の1、商工会が2分の1で自己負担はなしというふうなことで整備されたと思います。その整備の、これは商工会にも関係するかと思いますが、補助金を出す条件として何年間は潰さないというふうな条件が取り決めができてなかったように思いますので、前回そういうふうなことでやった補助金が1年たたずに解体された家があるんですかね。そういうことがありますので、商工会にも事務局長確認しましたら、丸々100%補助で自己負担がないということで、何の条件もつくらずに補助したというふうな話でした。そのあたり、やはり町も2分の1を補助するんですから、ある程度の条件をつけるべきではないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 大川議員がおっしゃってることはもう当然、もちろんだと思いますので、商工会のほうにそういった条件をつけて施行するように指導をしてまいりたいと思います。

○議長（森口久士君） 大川新也議員。

○1番（大川新也君） 前はつけてなかったということですね、条件は、はい。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 20ページの三都の芸術家の分なんですけど、これは決算のほうでも指摘しましたように、できるだけ物を残してほしいというふうなことでやっていますが、この契約のときにそういうふうな話、文章化とかそういうな取り決めは交わってますか、その辺どんなでしょうか。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 契約はアートフロントギャラリーとの契約でございまして、作家との直接的な瀬戸芸出展についてはそういう契約はたちまちは町とは交わしません。ただ、今いろいろ詰めている最中でございますので、先日もディレクターを務めていただいております土井助教が来まして、その点のことはくれぐれもお願いをいたしております。特に、具体的に申しますと、室内で飾れる木彫と消しゴムアート等につきましては、室内で飾れるので長期保存ができるということで、特にその辺についてはお願いしますということで、まだ口頭のお願いですので、今後行き違いのないように何らかの形で文章で残せるように手続していきたい思いますので。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 14ページの一番上のサンシャインへ委託して行う事業委託料、もう少し詳しく中身を教えてください。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（堀内宏美君） 先ほど部長のほうから申し上げたとおりなんですけど、介護従業者の育成やスキルアップを図るために試験的に介護サービスのビッグデータを用いまして評価する取り組みをしていこうと思っているものです。

具体的には、介護施設におきまして、職員がスマートフォンを活用して利用者の状態を入力し、入力したデータを活用することで利用者の状態に即した介護サービスの提供に生かしたり、また職員にとっても記録の省力化や介護の見直しにつながることを期待できるシステムづくりを行おうとしております。個々のレベルアップはもちろんのこと、ひいては介護の質の向上につながるものと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決されました。

次、日程第20、議案第84号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第84号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の44ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1億5,637万8千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ22億9,255万円とするものでございます。

続いて、その内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の25、26ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分4,951万2千円でございます。これは、保険給付費に対する国の負担金でございます。負担率は32%となっております。

同じく3款国庫支出金、2項1目1節の財政調整交付金1,557万5千円でございます。このうち、普通調整分1,392万5千円につきましては、保険給付費に対する国の補助金でございます。補助率は9%となっております。また、特別調整分の165万円につきましては、保険事業に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

4款県支出金、2項1目1節の財政調整交付金1,392万5千円でございます。これは、保険給付費に対する県の補助金でございます。補助率は国と同じく9%となっております。

9款繰入金、1項1目6節収支不足繰入金1,266万2千円でございます。これは、保険給付費に対する保険料の不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

10款繰越金、1項2目1節その他繰越金6,470万4千円でございます。これは、保険給付費に対する保険料について、前年度の繰越金を充当するものでございます。

次に、歳出の説明をお願い申し上げます。

27、28ページをお願いいたします。

2款保険給付費でございます。初めに、2款保険給付費、1項療養諸費、1目19節一般被保険者療養給付費1億3,023万4千円でございます。これは、一般被保険者の療養給付費の増加によるものでございます。

同じく2款保険給付費、2項高額療養費、1目19節一般被保険者高額療養費2,449万4千円でございます。同様に、一般被保険者の高額療養費の増加によるものでございます。

次に、8款保険事業費、2項1目12節役務費、通信運搬費13万8千円でございます。これは、特定健診の未受診者に対する受診の勧奨に係る郵送料でございます。また、13節の適正化業務委託料151万2千円につきましては、特定健診の未受診者対策に係るデータ検証及び分析に係る委託料でございます。以上、簡単ではございますが、議案第84号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次、日程第21、議案第85号平成27年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 議案第85号平成27年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

上程議案集の46ページをお願いいたします。

まず、第2条は収益的収入の予定額の補正であります。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益の既決予定額4億7,787万9千円に補正予定額7,300万円を加え5億5,087万9千円に補正しようとするものであります。

続きまして、第3条は資本的収入の予定額の補正であります。

第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億5,128万6千円に補正予定額2千万円を加え1億7,128万6千円に補正しようとするものであります。

この補正に伴い、予算第4条、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億986万5千円を8,986万5千円に、損益勘定留保資金等1億986万9千円を8,986万5千円に改めるものであります。

内容につきましては、説明書30ページの平成27年度小豆島町病院事業会計補正予算実施計画をお願いいたします。

まず、収益的収入ですが、第1款病院事業収益、第2項第3目他会計負担金交付金の補正予定額7,300万円につきましては、香川大学への寄付講座設置に伴い、役員教授3名が当院に配置されたことによりまして、当初予算におきましては医業収益の増加を見込んでおりましたが、現在のところ当初予想したほどの効果はあらわれておりません。また、今後は新病院の移転に備え、患者数の制限が予測されることから、年度末における運転資金のショートを避けるため、資金不足見込み額を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、資本的収入ですが、第1款資本的収入、第1項第1目他会計負担金の補正予定額2千万円につきましては、当初予算におきましては医療機器等の設備整備費の財源として内部留保資金を予定しておりましたが、医業収益が当初の見込みを下回り、内部留保資金を充てることができなくなるため、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。なお、現時点では新たな機器の購入は予定をしておりませんが、万一の事態に備え、補正をお願いするものであります。以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 今、寄付講座の3名ですが、効果がなかったというのはどう理解、効果があると見て寄付講座で3名来たと思うんですけど、結局診療が少なかったということですかね。

○議長（森口久士君） 病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 今年度におきましては、寄付講座の設置のほうに内科医師、客員教授として週4日間、当院のほうで診療を行っておりますが、この客員教授3名につきましては、週4日高松から通ってくるということもありまして、当初予想したほど入院患者の増加にはつながっておりません。

また、ほかの要因としまして、内科医師は増加したんですが、引き続き外科の医師が不

在ということで、内科で検査できても当院では手術ができないというようなこともありまして、思ったようには入院患者数が伸びてないということでございます。それに伴って、当然入院収益のほうも当初の予想ほどは伸びてないということです。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号平成27年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第22 発議第6号 小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（森口久士君） 次、日程第22、発議第6号小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 発議第6号小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について。会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。平成27年12月16日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸。同安井信之。

提案理由としましては、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについて削除しようとするものであります。

新旧対照表の右側の改正前にありますように、第6条第1項の銃器、棒、つえ、その他を左側の改正後の銃器、棒、その他に改め、附則としてこの規則は公布の日から施行するものでございます。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第23 選挙第1号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第23、選挙第1号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、伝法川防災溜池事業組合規約第5条第2項第2号による議員の任期満了による選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、伝法川防災溜池事業組合議会議員に、井口平治氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました井口平治氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井口平治氏が伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選しました。

~~~~~

日程第24 請願第2号 「所得税法第56条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書

日程第25 請願第3号 T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願

日程第26 請願第4号 安保保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書に関する請願

○議長（森口久士君） 次、日程第24、請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書、日程第25、請願第3号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願、日程第26、請願第4号安保保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書に関する請願についてを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第24、日程第25及び日程第26を一括議題とします。

日程第24、請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択をもとめる請願書、日程第25、請願第3号T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願、日程第26、請願第4号安保保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書に関する請願については、小豆島町議会会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することとなっておりますので、お手元に配付の請願文書表により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。

なお、請願第2号、請願第3号及び請願第4号の審査報告は明日12月17日の本会議にお願いたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

なお、次回は明日17日午前11時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時35分